

保守管理点検業務 実施要領

令和7年7月

尼崎市 都市整備局
住 宅 部
住 宅 管 理 担 当

保守管理点検業務等実施要領

業務委託等における実施要領等を参考として掲載しています。

管理業務実施要領
駐車場管理業務実施要領
エレベーター設備保守管理業務委託仕様書
自家用電気工作物保守管理業務委託仕様書
消防用設備等点検業務委託仕様書
上水道設備保守管理業務委託仕様書
上水道設備保守管理業務委託(重力式、タンクレス等)仕様書
貯水槽清掃業務(検査含む)仕様書
排水管清掃業務委託仕様書
緊急通報システム定期点検業務委託仕様書
樹木剪定等業務委託仕様書
共同溝保守点検業務仕様書
遊具等点検業務委託仕様書
特殊建築物定期点検業務仕様書
注 年度ごとに対象住宅は替わります。

管理業務実施要領

（全般的事項）

尼崎市営住宅管理業務の受託者は、公正かつ適切な態度で市営住宅（以下「住宅」という。）の良好な環境保持に努めるよう留意すること。

（個別的事項）

- 1 新たな入居者に対する団地生活の案内。
- 2 入居者への連絡及び文書等の配布。
- 3 住宅を退去しようとする者から連絡を受けたときは、退去予定日の５日前までに指定管理者へ届け出るよう知らせること。
その際には、電気・ガス・水道・電話等の使用停止手続き、共益費の精算及び指定管理者への鍵の返還を併せて知らせること。
- 4 入居者から修理の依頼を受けたときは、指定管理者へ連絡すること。
- 5 入居者から次に掲げる事項について連絡を受けたときは、指定管理者で所定の手続きをとるよう知らせること。
 - (1) 親族を新たに同居させるとき。
 - (2) 名義人の死亡等、世帯員に異動があったとき。
 - (3) 長期にわたり住宅を使用しないとき。
 - (4) 増改築若しくは工作物を設置するとき。
- 6 給排水施設及びエレベーター等の附帯施設や消防設備等に異常や故障を発見したときは、指定管理者へ連絡すること。
- 7 団地及び共同施設（駐車場は除く。）の管理
 - (1) 団地敷地内の清掃
 - (2) 団地敷地内の見回り
 - (3) 団地敷地内の植栽（低木）等の管理（水遣り、剪定など）
 - (4) 集会所の管理
 - (5) その他団地及び共同施設の管理に関すること
- 8 その他住宅管理に関する協力
- 9 管理業務処理状況についての報告

以 上

駐車場管理業務実施要領

- 1 駐車場の使用に関する市営住宅入居者からの問い合わせ等の対応
- 2 駐車場使用者に対する使用料納付書等の配布
- 3 駐車場の使用にかかる諸手続きのとりまとめ等
 - (1) 市営住宅等駐車場使用許可申請書
 - (2) 市営住宅等駐車場使用許可事項変更申請書
 - (3) 市営住宅等駐車場返還届
- 4 使用者及び補欠者並びに保有自動車の把握
- 5 管理台帳（副）の整理
- 6 駐車場の秩序保持
 - (1) 使用者以外の自動車等の駐車場内進入駐車の監視
 - (2) 駐車場以外の駐車の是正指導
 - (3) 許可条件としての禁止事項及び遵守事項の周知並びに指導の徹底
 - (4) 周辺道路の違法駐車に対する啓発、調査
- 7 駐車場及び車路の維持管理
 - (1) 駐車場及び車路の清掃
 - (2) 駐車場設備の点検
 - (3) 駐車場周辺植栽の管理（芝生を除く。）
 - (4) 駐車場にかかる光熱水費の徴収及び支払い
- 8 駐車場の小修繕についての報告
- 9 管理業務処理状況についての報告
- 10 市及び使用者との連絡調整
- 11 その他駐車場管理に関する協力

以 上

駐車場委託対象住宅一覧表

(北部地域)

住宅名	区分	駐車場
上ノ島第1	公営	6
上ノ島第3	公営	10
上ノ島第4	公営	11
上ノ島第5	公営	6
塚口第1	公営	23
時友	公営	70
西毘陽	公営	30
宮ノ北	公営	200
時友長ノ手	公営	75
友行西カイチ	公営	12
若王寺	公営	18
上坂部	公営	20
戸ノ内浜西改良	改良	104
戸ノ内浜東改良	改良	76
東園田町8丁目改良	改良	57
口田中西	再開発	30
時友長ノ手	特公賃	13
計		761

駐車場委託対象住宅一覧表

(南部地域)

住宅名	区分	駐車場
大物	公営	18
神崎	公営	60
浜つばめ	公営	44
常光寺北	公営	17
神崎北	公営	35
西長洲北	公営	41
今福	公営	41
潮江	公営	72
若草	公営	73
蓬川	公営	91
今北	公営	59
稲葉荘	公営	15
稲葉荘北	公営	37
道意	公営	49
水堂第1	公営	16
水堂第2	公営	14
水堂第3	公営	8
尾浜第1	公営	18
尾浜第2	公営	10
尾浜第3	公営	33
南武庫之荘	公営	34
築地改良	改良	51
築地南浜改良	改良	52
築地本町改良	改良	83
昭和通2丁目改良	改良	14
常光寺改良	改良	27
常光寺第2改良	改良	25
西川平七改良	改良	50
浜つばめ改良	改良	11
今北改良	改良	183
南武庫之荘改良	改良	364
道意西	コミ	22
元浜	コミ	11
潮江北	従前	33
久々知	従前	15
市立稲葉荘	市立	20
計		1,746

エレベーター設備保守管理業務委託仕様書

1 通常の保守管理業務

ア 遠隔点検

受託者は3か月に1回以上技術員を派遣し、エレベーター設備（以下「設備」という。）の保守管理業務を実施すること。また、定期的に専門技術者の遠隔操作によって診断運転を実施し、設備の異常・変調の有無を確認すること。そのうえで、収集したデータを分析して設備の保全作業に活用するとともに、万一、異常を発見した場合には専門技術者を現地に派遣するなどして、適切な処置を取ること。

遠隔操作により点検を行った月は、点検と評価等について報告書を作成して尼崎市営住宅等指定管理者（以下、「指定管理者」という。）に報告すること。

イ 遠隔点検以外

受託者は現地に毎月1回以上技術員を派遣し、設備の保守管理業務を実施すること。また、訪問点検の結果について報告書を作成して指定管理者に報告すること。

アとイの共通事項として、現地での定期点検を実施する際には、事前に予定表を指定管理者及び対象住宅の自治会長等の代表者に提出すること。

2 保守管理業務の内容については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書（最新版）に定める基準以上とする。また、付加装置のついているものは、別添「エレベーター設備（付加装置）」に掲げる点検内容を含む。

3 臨機の体制

受託者はいつでも出動できる体制を整え、設備に故障のあるときは指定管理者の指示に従い、直ちに技術員を派遣し、エレベーターの停止時間を最小限にとどめ、設備を正常な状態にすること。この体制は昼夜を問わず24時間体制であること。

4 修繕工事について（F・M契約）

(1) 通常の保守管理上または緊急に生じた事由による修繕工事の範囲は、設備の原状回復を目的とするものであること。

特に通常の保守管理上から生じる修繕については、この契約がフル・メンテナンスである趣旨に即して積極的に修繕を行い設備の円滑な機能維持と予防保全に努めること。

(2) 費用負担

修繕工事に要した費用は次に掲げるものを除き、受託者の負担とする。

（除外項目）

機械室、昇降路周壁、昇降かご、各階乗場戸、三方枠、敷居、押しボタンフェースプレート、インジケーターフェースプレート、操作盤フェースプレートに対する塗装、メッキ直し、修理取替。

(3) 後片付け

修繕工事完了に際しては、周辺の後片付け及び清掃を行うこと。

5 報告書の提出

保守管理業務完了後は、報告書に対象住宅の自治会長等の確認印をもらい、速やかに指定管理者まで提出すること。（最初の提出時はファイルにすること。）（以 上）

エレベーター設備（付加装置）

種類	機 器	回 数	点 検 内 容
停 電 時 自 動 着 床 装 置	E L D 盤	年 1 回 以 上	* 盤の固定状態、扉（カバー）の開閉状態、曲がり・変形の有無の点検 * 継電器・接触器の取付状態、損傷の有無、接点のフォローアップ、接点の荒損状態の点検 * ヒューズの取付状態、劣化の有無の点検 * その他機器の取付状態、損傷の有無、端子のゆるみハンダの状態、配線状態の点検 * 各回路電圧・絶縁状態の点検
	補助電動機		* 補助電動機の固定状態、保護カバーの取付状態、ピニオンの欠損の有無、軸受の給油状態、ブラシ整流子面の異常の有無、配線状態の点検
	リングギヤ		* リングギヤの取付状態、歯の欠損の有無、ピニオンとの噛み合いの点検
	バッテリー		* バッテリーの固定状態、端子のゆるみの点検、バッテリー液の量、比重の点検、充電容量の確認
	タコジェネレーター		* タコジェネレーターの取付状態、関係寸法配線状態の点検
地 装 震 置 時 管 E 制 E 運 R 転	地震感知器		* 地震感知器の取付状態、設定状態、動作状態の点検
	継電器監視盤		* 継電器の取付状態、接点のフォローアップ、接点の荒損状態、ハンダの状態の点検 * 監視盤のランプの点灯状態、ブザーの点検 * 動作状態の点検

エレベータ設備

遠隔点検の内容(B)

点検項目		点検内容
制御関連機器 (機械室)	巻上機	ブレーキ動作状況
	制御盤	接触器動作状態
		制御機器動作状態
かご関連機器	かごの扉	扉の開閉状態
		ドアスイッチ動作状態
	かご操作盤	押し釦動作状態
	照明灯	点灯状態
	外部連絡装置	インターホン電源電圧状態
乗場関連機器	乗場の扉	扉の開閉状態
		ドアスイッチ動作状態
	乗場押し釦	動作状態
昇降路内関連機器	安全スイッチ	動作状態
運転性能		起動状態
		加速状態
		一定速状態
		減速状態
		着床状態

※対象住宅
 口田中高層
 尾浜第3 1棟
 尾浜第3 2棟
 尾浜第3 3棟
 元浜
 戸ノ内浜東 3棟

エレベーター設備一覧表

(北部地域)

住宅名	所在地	設置 年度	階数	乗員	台数	付加装置	設置業者	契約内容
若王寺	若王寺2-2	H3	7	9	1	①,②,③,④,⑤	日本オーチス・エレベータ㈱(旧シントラー)	F・M契約
野上1号棟	上ノ島町3-3-1	S63	11	9	2	①,②,③,④,⑤	フジテック㈱	F・M契約
昆陽の台	西昆陽2-21	S46	11	9	3	①,②,③	フジテック㈱	F・M契約
友行坪井1号棟	武庫之荘6-14	H14	5	9	1	①,②,③,④	フジテック㈱	F・M契約
友行坪井2号棟	武庫之荘6-14	H14	4	9	1	①,②,③,④	フジテック㈱	F・M契約
上坂部	上坂部2-21-1	H4	6	9	1	①,②,③,④	三精テクノロジーズ㈱	F・M契約
口田中高層	口田中1-17	S46	11	9	3	①,③,④	三菱電機ビルソリューションズ㈱	F・M契約
口田中西1号棟	口田中1-21-1	H29	5	9	1	①,②,③,④,⑤	フジテック㈱	F・M契約
口田中西2号棟	口田中1-23-2	H29	5	9	1	①,②,③,④,⑤	フジテック㈱	F・M契約
東園和	東園田町7-1	S56	9	9	1	①,②,③,④,⑤	三菱電機ビルソリューションズ㈱	F・M契約
				6	1	①,②,③,④,⑤	三菱電機ビルソリューションズ㈱	F・M契約
戸ノ内改良1号棟	戸ノ内町6-3-1	S53	9	9	2	①,②,③,④,⑤	東芝エレベータ㈱	F・M契約
戸ノ内浜西8号棟	戸ノ内町5-4-8	H7	5	9	1	①,②,③,④	東芝エレベータ㈱	F・M契約
戸ノ内浜西9号棟	戸ノ内町5-11-9	H6	6	9	1	①,②,③,④	東芝エレベータ㈱	F・M契約
時友長ノ手1号棟	武庫之荘9-24-1	H5	6	9	2	①,②,③	日本エレベーター製造㈱	F・M契約
時友長ノ手2号棟	武庫之荘9-22-2	H5	5	9	1	①,②,③	三精テクノロジーズ㈱	F・M契約
時友長ノ手3号棟	武庫之荘9-20-3	H7	6	9	2	①,②,③	日本エレベーター製造㈱	F・M契約
友行西カイチ	武庫之荘8-7-3	H7	4	9	1	①,②,③	日本エレベーター製造㈱	F・M契約
上食満魚取第1	食満1-3	S60	8	9	1	①,②,③,⑤	日本エレベーター製造㈱	F・M契約
				6	1	①,②,③,⑤	日本エレベーター製造㈱	F・M契約
上食満1号棟	食満5-5-1	S45	11	9	2	①,②,③	日本エレベーター製造㈱	F・M契約
東園田8丁目改良	東園田8-45	H11	9	9	2	①,②,③,④	日本オーチス・エレベータ㈱	F・M契約
戸ノ内浜東1号棟	戸ノ内町5-3-5	H13	5	9	1	①,②,③,④	日本オーチス・エレベータ㈱	F・M契約
戸ノ内浜東2号棟	戸ノ内町4-4-1	H16	6	9	1	①,②,③,④	東芝エレベータ㈱	F・M契約
戸ノ内浜東3号棟	戸ノ内町4-3-1	H23	5	9	1	①,②,③,④,⑤	三精テクノロジーズ㈱	F・M契約
戸ノ内浜東4号棟	戸ノ内町4-2-1	H25	5	9	1	①,②,③,④,⑤	日本エレベーター製造㈱	F・M契約
時友1号棟	武庫之荘8-30-1	H27	8	9	1	①,②,③,④,⑤	フジテック㈱	F・M契約
時友2号棟	武庫之荘8-30-2	H29	8	9	1	①,②,③,④,⑤	フジテック㈱	F・M契約
宮ノ北A棟	西昆陽3-41-1	H30	8	9	1	①,②,③,④,⑤	東芝エレベータ㈱	F・M契約
宮ノ北B棟	西昆陽3-41-2	H30	8	9	2	①,②,③,④,⑤	東芝エレベータ㈱	F・M契約
宮ノ北C棟	西昆陽3	R1	8	9	3	①,②,③,④,⑤	フジテック㈱	F・M契約
西昆陽	西昆陽2-19	H31	8	9	1	①,②,③,④,⑤	フジテック㈱	F・M契約
戸ノ内浜西7号棟	戸ノ内町5-4-7	R6	5	9	1	①,②,③,④,⑤	三菱電機ビルソリューションズ㈱	F・M契約
上食満3号棟	食満5-5-3	R6	5	13★	1	①,②,③,④,⑤	三菱電機ビルソリューションズ㈱	F・M契約
			小計		47			

※契約内容

F・M契約(全部契約)	機器の磨耗・劣化を予想し、機能維持を図るため、機器の主構成部分の修理または部品交換を行う
-------------	--

付加装置	①地震時管制運転装置
	②停電時自動着床装置
	③自動通報装置
	④遠隔点検装置
	⑤戸開走行保護装置

★付きは2方向EV(停止数が階数+1)

エレベーター設備一覧表

(南部地域)

住宅名	所在地	設置 年度	階数	乗員	台数	付加装置	設置業者	契約内容
西本町	西本町5-47	H29	5	9	1	①,②,③,④,⑤	日本オーチス・エレベータ㈱	F・M契約
常光寺改良	常光寺3-6	S45	11	11	2	①,②,③,④,⑤	日本オーチス・エレベータ㈱(旧シンドラー)	F・M契約
神崎北	神崎町18-1	H8	4	6	1	①,②,③,④	日本オーチス・エレベータ㈱(旧シンドラー)	F・M契約
				9	1	①,②,③,④	日本オーチス・エレベータ㈱(旧シンドラー)	F・M契約
潮江北	潮江1-35	H9	7	9	2	①,②,③,④	日本オーチス・エレベータ㈱(旧シンドラー)	F・M契約
道意西	道意町6-9-2	H9	7	9	1	①,②,③,④,⑤	ダイコー㈱	F・M契約
昭和通2丁目改良	昭和通2-6	H11	11	9	1	①,②,③,④	フジテック㈱	F・M契約
小田北改良	西川2-44	S56	9	9	2	①,②,③,④,⑤	フジテック㈱	F・M契約
潮江第1	潮江1-4-4	S62	10	9	1	①,②,③,④,⑤	フジテック㈱	F・M契約
潮江第2	潮江1-7-1	H2	13	9	1	①,②,③,④,⑤	フジテック㈱	F・M契約
潮江	潮江5-1-20	H8	14	9	2	①,②,③	フジテック㈱	F・M契約
大物	大物町2-6	H7	6	9	1	①,②,③,④	㈱日立ビルシステム	F・M契約
今福	今福1-2-10	H8	8	9	2	①,②,③,④	㈱日立ビルシステム	F・M契約
元浜	元浜町1-22	H10	7	9	1	①,②,③,④	三精テクノロジーズ㈱	F・M契約
尾浜第3 1号棟	尾浜町3-14-1	H4	5	9	1	①,②,③,④	三精テクノロジーズ㈱	F・M契約
尾浜第3 2号棟	尾浜町3-6-2	H4	6	9	1	①,②,③,④	三精テクノロジーズ㈱	F・M契約
尾浜第3 3号棟	尾浜町3-3-3	H4	3	9	1	①,②,③,④	三精テクノロジーズ㈱	F・M契約
潮江第3	潮江1-15-1	H4	5	9	1	①,②,③,④	三菱電機ビルソリューションズ㈱	F・M契約
西長洲北	西長洲町1-5-1	H8	9	9	2	①,②,③,④	三菱電機ビルソリューションズ㈱	F・M契約
今北改良1・2号棟	西立花町3-17	S46	11	9	3	①,②,③,④	三菱電機ビルソリューションズ㈱	F・M契約
今北改良3・4号棟	西立花町3-17	S52	10	9	3	①,②,③,④	三菱電機ビルソリューションズ㈱	F・M契約
尾浜第1	尾浜町3-31-30	H3	7	9	1	①,②,③,④,⑤	三菱電機ビルソリューションズ㈱	F・M契約
南武改良1号棟	南武庫之荘11-11	S49	11	9	3	①,②,③,④	三菱電機ビルソリューションズ㈱	F・M契約
南武改良14号棟	南武庫之荘10-52-14	S55	11	9	2	①,②,③,④,⑤	三菱電機ビルソリューションズ㈱	F・M契約
名神町南1号棟	名神町2-2-1	S62	10	6	1	①,②,③,④,⑤	東芝エレベータ㈱	F・M契約
				9	1	①,②,③,④,⑤	東芝エレベータ㈱	F・M契約
名神町南2号棟	名神町2-2-2	H1	11	6	1	①,②,③,④,⑤	東芝エレベータ㈱	F・M契約
				9	1	①,②,③,④,⑤	東芝エレベータ㈱	F・M契約
南武改良12号棟	南武庫之荘10-54-12	S63	8	9	2	①,②,③,④,⑤	東芝エレベータ㈱	F・M契約
蓬川1号棟	蓬川町302-17	H20	8	9	2	①,②,③,④	東芝エレベータ㈱	F・M契約
蓬川2号棟	蓬川町	H27	8	9	1	①,②,③,④,⑤	フジテック㈱	F・M契約
常光寺第2改良	常光寺1-3-1	S47	11	9	1	①,②,③	日本エレベーター製造㈱	F・M契約
西川平七改良	西川1-7	S51	10	9	2	①,②,③,⑤	日本エレベーター製造㈱	F・M契約
常光寺北	常光寺1-3-2	S47	10	9	1	①,②,③,⑤	日本エレベーター製造㈱	F・M契約
下坂部	下坂部1-1-1	H15	5	9	1	①,②,③	日本エレベーター製造㈱	F・M契約
久々知1号棟	久々知3-8-47	H9	4	9	1	①,②,③	日本エレベーター製造㈱	F・M契約
久々知2号棟	久々知3-8-47	H9	5	9	1	①,②,③	日本エレベーター製造㈱	F・M契約
築地改良	南城内2-35	H8	11	9	2	①,②,③,④	日本オーチス・エレベータ㈱	F・M契約
築地南浜改良1号棟	築地5-10	H9	6	9	2	①,②,③,④	日本オーチス・エレベータ㈱	F・M契約
築地南浜改良2号棟	築地4-6	H15	5	9	1	①,②,③,④	日本オーチス・エレベータ㈱	F・M契約
築地南浜改良3号棟	築地3-6	H15	5	9	1	①,②,③,④	日本オーチス・エレベータ㈱	F・M契約
築地本町改良2号棟	築地3-1	H9	12	9	2	①,②,③,④	日本オーチス・エレベータ㈱	F・M契約
築地本町改良4号棟	築地4-1	H12	12	9	2	①,②,③,④	日本オーチス・エレベータ㈱	F・M契約
道意	道意町6-1	H8	11	9	2	①,②,③,④	日本オーチス・エレベータ㈱	F・M契約
南武改良19号棟	南武庫之荘11-8-19	H2	6	9	2	①,②,③,④,⑤	日本オーチス・エレベータ㈱	F・M契約

エレベーター設備一覧表

(南部地域)

住宅名	所在地	設置 年度	階数	乗員	台数	付加装置	設置業者	契約内容
南武改良15号棟	南武庫之荘10-51-15	R3	5	9	1	①,②,③,④,⑤	日本エレベーター製造㈱	F・M契約
南武改良3号棟	南武庫之荘10-62-3	R7	3	13★	1	①,②,③,④,⑤	フジテック㈱	F・M契約
南武改良4号棟	南武庫之荘10-60-4	R6	5	13★	1	①,②,③,④,⑤	フジテック㈱	F・M契約
南武改良6号棟	南武庫之荘10-60-6	R6	5	9	1	①,②,③,④,⑤	フジテック㈱	F・M契約
南武改良5・7号棟	南武庫之荘10-60-5	R7	4	13★	1	①,②,③,④,⑤	フジテック㈱	F・M契約
南武改良9号棟	南武庫之荘10-10-9	R6	5	13★	1	①,②,③,④,⑤	フジテック㈱	F・M契約
南武改良10号棟	南武庫之荘10-10-10	R7	4	13★	1	①,②,③,④,⑤	フジテック㈱	F・M契約
南武改良11号棟	南武庫之荘10-55-11	R6	5	9	1	①,②,③,④,⑤	フジテック㈱	F・M契約
南武改良13号棟	南武庫之荘10-53-13	R6	5	13★	1	①,②,③,④,⑤	フジテック㈱	F・M契約
南武改良16号棟	南武庫之荘10-56-16	R7	3	13★	1	①,②,③,④,⑤	フジテック㈱	F・M契約
南武改良17号棟	南武庫之荘10-59-17	R7	5	9	1	①,②,③,④,⑤	フジテック㈱	F・M契約
南武改良18号棟	南武庫之荘10-61-18	R6	3	13★	1	①,②,③,④,⑤	フジテック㈱	F・M契約
南武改良20号棟	南武庫之荘11-7-20	R7	3	13★	1	①,②,③,④,⑤	フジテック㈱	F・M契約
南武改良21号棟	南武庫之荘11-9-21	R7	5	13★	1	①,②,③,④,⑤	フジテック㈱	F・M契約
(仮称)若草S2棟	西川1-13	R7	11	9★	1	①,②,③,④,⑤	未定	F・M契約
(仮称)若草S2棟	西川1-13	R7	11	13★	1	①,②,③,④,⑤	未定	F・M契約
(仮称)若草N2棟	西川1-13	R7	10	9★	1	①,②,③,④,⑤	未定	F・M契約
(仮称)若草N3棟	西川1-13	R7	11	13★	1	①,②,③,④,⑤	未定	F・M契約
(仮称)若草N4棟	西川1-13	R7	11	9★	1	①,②,③,④,⑤	未定	F・M契約
			小計		86			

※契約内容

F・M契約(全部契約)	機器の磨耗・劣化を予想し、機能維持を図るため、機器の主構成部分の修理または部品交換を行う
-------------	--

付加装置	①地震時管制運転装置
	②停電時自動着床装置
	③自動通報装置
	④遠隔点検装置
	⑤戸開走行保護装置

★付きは2方向EV(停止数が階数+1)

自家用電気工作物保守管理業務委託仕様書

(主 記)

- 1 自家用電気工作物保守管理業務（以下「業務」という。）については、電気事業法、自家用電気工作物保安管理規程、尼崎市契約規則、受託者が作成する自家用電気工作物保安規程（以下「保安規程」という。）その他別に定めがあるものを除くほか、この仕様書の定めるところによる。

(委託の期間)

- 2 委託の期間は、令和〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 3 1 日までとする。

(対象となる自家用電気工作物)

- 3 名称等別添「自家用電気工作物施設一覧表」のとおり

(日常点検の実施)

- 4 受託者は、毎月 2 回日常点検を実施すること。また、本市が保安上その他の理由で必要と認めたときは、いつでも臨時点検を実施すること。

(定期点検等の実施)

- 5 受託者は、年 1 回、定期点検を実施すること。また、本市が保安上その他の理由で必要と認めたときは、いつでも臨時点検を実施すること。

(主任技術者の届出)

- 6 受託者は、業務の円滑な遂行を図るため、電気主任技術者（以下「主任技術者」という。）届を尼崎市営住宅等指定管理者（以下、「指定管理者」という。）に書面をもって届け出ること。

(連絡調整等)

- 7 主任技術者は、非常時に備え、次の措置を講じること。

- (1) 非常時の応急の措置（危険が及ばない程度の警報の停止）、連絡先等について指定管理者に対し助言を行い、かつその詳細を各住宅施設の見やすい場所に掲示すること。

- (2) 主任技術者は、指定管理者との連絡・調整を密にし、連携が損なわれることがないように常に心掛けなければならない。

(非常災害時の措置)

- 8 受託者は、電気工作物に事故が発生したときは、直ちに主任技術者を当該施設に派遣し、その復旧にあたって電気の停止時間を最小限にとどめるとともに関係方面に対する通報、連絡、速報、詳報その他必要な措置を講じるものとする。

(器材等の費用負担)

- 9 受託者は、すべての点検等保守管理業務の遂行に関し、必要な器材等の費用を負担するものとする。

(危険防止)

- 10 危険の表示その他危険防止に関する表示等は、受託者が企画し、指定管理者の承認を受けた後行うものとする。

(協議事項)

- 11 指定管理者は、次の各号に掲げる場合においては、受託者と協議するものとする。

- (1) 法令に基づいて所轄官庁に提出する書類の内容が、電気工作物の保安の内容に関係がある場合

- (2) 電気工作物の安全な運用を確保するために行う補修工事の計画を立てる場合

(3) 電気工作物の工事・維持または運用に関する巡視点検及び測定試験の年度実施計画を立てる場合

(4) 平常時及び異常時における遮断器・開閉器その他機器の操作順序及び運転方法を定める場合

(5) 非常災害その他の災害に備えて適切な措置をとりうる保安体制を整備する場合

(意見の聴取)

12 指定管理者は、次の各号に掲げる場合においては、受託者の意見を求めるものとする。

(1) 電気工作物の保安に関する重要事項を制定する場合

(2) 電気工作物の設置・改造等の工事の計画を立てる場合

(3) 保安規程を改正し、または同規程細則を制定し、若しくは改正する場合

(4) 電気工作物の廃止をする場合

(工事の監督等)

13 指定管理者は、電気工作物の工事の実施にあたっては、受託者にその監督等を委託することができるものとする。この場合、受託者は当該工事が完成したときは、適当な試験を実施し、保安上支障がないことを確認しなければならない。

(検査の立会い)

14 所轄官庁が法令に基づいて行う検査には、受託者を立ち会わせるものとする。

(受託の代行禁止)

15 受託者は、当該業務を第三者に代行させてはならない。かかる事項が判明したときは、直ちに契約を解除する。この契約解除は、受託者に何らの催告を要しないとともにこの契約解除により受託者に損害が生じて、市は一切その補償の責めを負わない。

(報告書の提出)

16 受託者は、各点検の結果を記録にまとめ、速やかに報告書を指定管理者に提出すること。

(遵守事項)

17 受託者は、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 業務上必要のない場所に立ち入りまたはその必要のない器物に触れてはならない。

(2) 業務上必要な電気・ガス・水道等を使用した場合は、後始末を確実にを行い、スイッチ等の切り忘れ等による事故を起こさないようにしなければならない。

(3) 業務上、火気・引火性危険物を使用するときは、事前に指定管理者に申し出て許可を受けなければならない。

(4) 業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

18 この仕様書に定めのない事項は、指定管理者と受託者が協議のうえ行うものとする。

以 上

自家用電気工作物施設一覧表

	住 宅 名	所 在 地	主な保守管理内容				
			KVA 電気 容量	KW 契約 電力	日常点検	定期点検	精密点検
北 部	口 田 中 高 層	尼崎市口田中1丁目17	65	54	月2回以上 (臨時点検は随時)	年1回	年1回
	上 食 満	尼崎市食満5丁目5	90	40			
南 部	西 川 平 七	尼崎市西川1丁目17	60	47	月2回以上 (臨時点検は随時)	-	-
	潮 江	尼崎市潮江5丁目1－20	175	75		年1回	年1回
	今 北 改 良	尼崎市西立花3丁目17	99	68			
	南 武 庫 之 荘 改 良 1 棟	尼崎市南武庫之荘11丁目11－1	105	78			

太 陽 光 発 電 設 備 一 覧 表

	住 宅 名	所 在 地	主な保守管理内容		
			KW 発電容量	日常点検	備 考
南 部	久 々 知	尼崎市久々知3丁目8－47	4.4Kw × 2台	月1回	報告書は、3ヶ月に1回 (但し、緊急時は随時報告すること)

消防用設備等点検業務委託仕様書

(趣旨)

- 1 本仕様書は、消防用設備等外観、機能及び総合点検業務（以下「点検業務」という。）委託について、契約書に定めるところにより必要な事項を定めるものとする。

(業務期間)

- 2 業務の期間は、令和〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 3 1 日までとする。

(実施日)

- 3 機器点検については年 2 回とし、6 月、1 2 月に実施すること。

総合点検については年 1 回とし、1 2 月に実施すること。

防火対象物点検業務については、年 1 回とし 9 月に実施すること。

連結送水管の耐圧試験については総合点検時に併せて実施すること。

点検日時は尼崎市営住宅等指定管理者（以下、「指定管理者」という。）が自治会及び管理人等と事前に打合せを行い、工程表を作成して指定管理者に提出すること。また、点検の 1 週間前までに実施する住宅の各階段、出入口及び掲示板等に告知を掲示して住民への周知徹底をはかること。

(点検業務内容)

- 4 次に掲げる項目について、昭和 5 0 年消防庁告示第 1 4 号（昭和 5 0 年 1 0 月 1 6 日）に基づき点検業務を行うこと。

(1) 消火器具の機器点検（2 回）

ア 外観の点検

- 所定の位置に設置されているか、取り扱いに障害となるような物品が置かれていないか等、状況を確認する。
- 消火器が置かれていることを表示する標識に脱落、汚れ等ないか確認する。
- 容器、安全栓、レバー、ホース等消火器本体に異常が見られないかどうか確認する。

イ 機能面の点検

- 消火器本体に異常がないかどうか確認する。
- 消火剤の量に異常がないかどうか確認する。

ウ 本体の取替

- 法規制の強化により、製造後 1 0 年を経過した消火器は本体の耐圧試験を定期的に実施する必要があるが、経済性を考慮して耐圧試験は行わず、新品に取り替えるものとする。

（なお、取替えについては、指定管理者の指示によるものとし、その費用は本委託に含まない。）

(2) 屋内消火栓設備の点検

ア 機器点検（2 回）

- 水源および呼水装置（吸込管、フート弁等の点検を含む）に異常はないか、十分な水量が確保できているか、給水装置に異常がないか確認する。
- 加圧送水装置に異常はないかどうか、表示灯に球切れ等異常はないかどうか確認する。
- 起動装置、制御装置が正常に作動するかどうか確認する。
- 消火栓箱の付近に取り扱いに障害となるような物品が置かれていないか等、状況を確認

する。

- 消火栓箱等の赤色表示灯の点灯を確認し、不良のときは交換すること。
- ホース、ノズルが正常で正規の圧力が印加されても、正常に使用可能であるかどうか確認する。
- 配管に腐食等異常がないかどうか確認すること。
- 消火栓開閉弁に異常がないかどうか確認すること。

イ 総合点検（１回）

直接操作の起動装置又は遠隔起動装置を作動させ任意の屋内消火栓より放水し、次の事項について確認すること。

- 加圧送水装置が正常に作動すること。
- 操作盤の表示、警報等の作動が適正であること。
- 電動機の運転電流が適正であること。
- 運転中に不規則若しくは不連続な雑音又は異常な振動がないこと。
- 放水圧力、放水量に異常がないかどうか。
- 消火栓開閉弁がスムーズに開閉できるか、水漏れ等異常はみられないかどうか。
- ホース、ホースの結合部で水漏れ等異常が見られないかどうか。
- 製造後１０年を経過したホースが設置してある場合は、耐圧試験を３年ごとに実施するか、未使用であっても新品に取替を行うこと。（ただし、２号消火栓を除く。なお、取替えについては、指定管理者の指示によるものとし、その費用は本委託に含まない。）

(3) スプリンクラー設備の点検

ア 機器点検（２回）

- 水源および呼水装置（吸込管、フート弁等の点検を含む）に異常はないか、十分な水量が確保できているか、給水装置に異常がないかどうか確認する。
- 加圧送水装置に異常はないかどうか、表示灯に球切れ等異常はないかどうか確認する。
- 起動装置、制御装置が正常に作動するかどうか確認する。
- スプリンクラー・ヘッドに異常がないかどうか確認する。
- ヘッドの付近に散水を妨げるような物が置かれていないかどうか確認する。

イ 総合点検（１回）

直接操作の起動装置又を作動させ任意のヘッド、テスト弁等より放水し、次の事項について確認する。

- 加圧送水装置が正常に作動するかどうか。
- 操作盤の表示、警報等の作動が適正かどうか。
- 電動機の運転電流が適正かどうか。
- 運転中に不規則若しくは不連続な雑音又は異常な振動がないかどうか。
- 放水圧力、放水量に異常がないかどうか。
- 配管、弁で水漏等異常は見られないかどうか。
- 補助散水栓で水漏れ等異常は見られないかどうか。

(4) 自動火災報知設備の点検

ア 機器点検（２回）

- 常用電源の電圧を測定し、異常がないかどうか確認する。

- 予備電源の電圧・容量等に異常がないかどうか確認する。
- 受信機が正常に使用できる状態にあるかどうか確認する。
- 感知器が正常に発報するかどうか確認する。
- 発信器が正常に作動するかどうか確認する。
- 表示灯又は標識板に異常がないかどうか確認する。
- 地区音響装置に異常がないかどうか確認する。
- 結線接続に異常がないかどうか確認する。

イ 総合点検（１回）

- 同時作動の状況に異常がないかどうか確認する。
- 音響装置の音圧に異常がないかどうか確認する。
- 総合作動状況に異常がないかどうか確認する。

(5) 誘導灯及び誘導標識の機器点検（２回）

ア 外観の点検

- 誘導灯及び誘導標識に球切れ、破損等異常がないかどうか確認する。

イ 機能面の点検

- 非常用バッテリーの電圧・容量等に異常がないかどうか確認する。

(6) 連結送水管の点検

ア 機器点検（２回）

- 送水口に破損等異常がないかどうか確認する。
- 放水口に破損等異常がないかどうか確認する。乾式連結送水管の場合は、各階の放水口のバルブが閉鎖されていることを確認する。
- 放水用器具格納箱等に破損等異常がないかどうか確認する。
- ホース、ノズルが設置してある場合は、正規の圧力が印加されても、正常に使用可能であるかどうか確認する。

イ 総合点検（１回）

- 送水口及び放水口に破損等異常がないかどうか、送水口及び放水口の付近に取り扱いの障害となるような物品が置かれていないか等、状況を確認すること。
- 放水用器具格納箱等に破損等異常がないかどうか確認すること。
- 湿式連結送水管の場合には、補給水槽が正常であるかどうか確認すること。
- 製造後１０年を経過したホースが設置してある場合は、耐圧試験を３年ごとに実施するか、未使用であっても新品に取替を行うこと。（なお、取替えについては、指定管理者の指示によるものとし、その費用は本委託に含まない。）
- 別紙「市営住宅連結送水管加圧試験予定表」で、当該年度が加圧試験の対象になっている住宅については、総合点検の一環として加圧試験を実施すること。

ウ 加圧試験（１回）

- 加圧試験には、指定管理者の担当者と受託者の両者が必ず立ち会うものとする。
- 加圧試験中に、バルブ・配管の破損や各パッキン類の破損等が原因となる漏水が認められた場合は、直ちに試験を中止して双方協議の上、最善の処置をとること。
- 設置後１０年を経過している、または前回加圧試験から３年を経過している送水管において、その後現在に至るまで当該配管が天変地変や建物の改修、設備の劣化・老朽化等、

受託者の責任に帰さない理由により不具合が生じた場合は、受託者はその責めを負わないものとする。

- 加圧試験を実施した際、作業中の写真を撮影し、管に所定の圧力を印加しても、漏れがない状況であったことが確認できる体裁で報告書を整え、提出すること。また、耐圧試験に合格した場合は、送水口付近に耐圧試験済のステッカー等の表示を行うこと。

(7) 非常コンセント設備の点検

ア 機器点検（２回）

- 設置場所が正常であるか、取り扱いに障害となるような物品が置かれていないか等、状況を確認すること。
- さし込接続器に異常がないかどうか確認する。
- 保護箱に異常がないかどうか確認する。
- 表示及び表示灯に異常がないかどうか確認する。
- 端子電圧が正常かどうか確認すること。

(8) 避難器具の点検

ア 機器点検（２回）

- 周囲の状況が正常であるか、取り扱いに障害となるような物品が置かれていないか等、状況を確認すること。
- 器具本体に破損等異常がないかどうか確認する。
- 取付具・支持物に破損等異常がないかどうか確認する。
- 収納箱に破損等異常がないか、収納状態が正常かどうか確認する。

イ 総合点検（１回）

- 設備を降下させてみて、作動状況を確認する。
- 器具の取り付け等に異常がないかどうか確認する。

(9) 防火扉の点検

ア 機器点検（２回）

- 作動装置に異常がないかどうか確認する。
- 連動操作盤の表示等に異常がないかどうか確認する。
- レリーズの動作状況に異常がないかどうか確認する。
- 防火扉の周囲に、扉の開閉の障害となるような物品が置かれていないか確認する。

イ 総合点検（１回）

- 扉の同時作動を確認する。
- 総合作動に異常がないかどうか確認する。

(10) 配線の点検

ア 総合点検（１回）

- 接地抵抗に異常がないかどうか確認する。
- 絶縁抵抗に異常がないかどうか確認する。
- 耐熱保護に異常がないかどうか確認する。
- 専用回路に異常がないかどうか確認する。
- 開閉器及び過電流しゃ断器に異常がないかどうか確認する。

(11) 防火対象物点検（１回）

別紙「防火対象物点検対象住宅一覧」に記載のある住宅については、消防法施行規則第4条の2の6等法令に基づき、次の項目について点検業務を実施すること。

- ア 防火管理者の選任、消防計画の届出が適切であるかどうか。
- イ 避難訓練等、消防計画に基づいた事項が適切に行われているかどうか。
- ウ 避難経路に避難の障害となる物が置かれていないかどうか。
- エ カーテン等の防火対象物品に防火性能を有する旨の表示があるかどうか。
- オ 危険物等、火災予防・消火活動に支障を及ぼす物質の届出ができていないか。
- カ 消防法令の基準による設備等が設置されているか。
- キ その他、消防法・市長が定める基準を満たしているかどうか。

(点検報告書)

- 5 (点検業務内容) による点検報告書については、昭和50年消防庁告示第3号並びに第14号に基づき2部作成し、すみやかに提出すること。

また、感知器が各戸に設置されている住宅(「消防用設備等点検対象住宅一覧表」参照)については、別途確認報告書を作成し必ず各戸の確認印を受け、指定管理者に提出すること(平日不在の家庭は、土・日曜日に点検を行う等で、全戸点検を実施すること)。

また、実施日1週間以前にビラを作成して各戸に配付し、全戸確認達成を期すること。

(故障等の処理)

- 6 委託期間中、設備等に不備な箇所その他故障の恐れのある箇所を発見したときは、受託者は直ちに指定管理者に報告し、双方協議のうえ、最善の処置をとらなければならない。

(連絡網)

- 7 本業務受託決定後は直ちに連絡体制の整備を行い、突発事故、機器の異常、設備の修繕、施設の修理等に即時対応できるように昼夜間の連絡網を作成し、指定管理者に提出すること。

(仕様範囲外の対応)

- 8 保守管理業務受託期間中においては、本仕様書の範囲を超える、機器の異常、設備の修繕、施設の修理等についても、係員の要請があれば昼夜を問わず出動可能な体制を整えること。

なお、仕様範囲外の修繕等の費用については、別途支払うものとする。

(火気等の使用)

- 9 業務上、火気及び引火性危険物を使用するときは、事前に指定管理者に申し出て許可を受けなければならない。

(遵守事項)

- 10 受託者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 住宅内においては、指定する場所以外で喫煙してはならない。
- (2) 業務上、必要のない場所に立入り、又はその必要のない器物に触れてはならない。
- (3) 業務上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (4) 点検業務を行うときは、事前に住宅入居者への周知について十分配慮すること。
- (5) その他関係法令(尼崎市の条例等を含む)に基づき点検業務を行うこと。

(特記事項)

- 11 誘導灯・赤色表示灯の球切れについて、契約期間中は受託者の費用で球を交換すること。

また、集会室・電気室にある消防設備についても、共用部の一部として点検し、報告すること。

加えて、消防署が放水テストを実施する時には、必ず立ち会うこと。(以 上)

消防用設備等点検対象住宅一覧表
 ((集)の表示のある棟は、集会所の消防設備を含む)

(北部地域)

行政地区	地区割	住宅名	棟	階数	戸数	住所	消火器のみ
小田地区	北	額田	1	4	24	額田町6-1	12
小田地区	北	額田	2	4	24	額田町6-2	12
小田地区	北	額田(集)	3	4	24	額田町6-3	
園田地区	北	戸ノ内浜東改良	1	5	30	戸ノ内町5-3-5	
園田地区	北	戸ノ内浜東改良(集)	2	6	43	戸ノ内町4-4-1	
園田地区	北	戸ノ内浜東改良	3	5	44	戸ノ内町4-3-1	
園田地区	北	戸ノ内浜東改良	4	5	30	戸ノ内町4-2-1	
園田地区	北	東園田8丁目改良(集)	1	9	126	東園田町8-45-13	
園田地区	北	園和北(集)	1	3	29	東園田町3-74	
園田地区	北	戸ノ内改良(集)	1	9	167	戸ノ内町6-3-1	
園田地区	北	戸ノ内改良	2	5	20	戸ノ内町6-3-2	10
園田地区	北	戸ノ内浜西改良	1	5	16	戸ノ内町5-3-1	
園田地区	北	戸ノ内浜西改良	2	5	24	戸ノ内町5-3-2	
園田地区	北	戸ノ内浜西改良	3	5	40	戸ノ内町5-2-3	
園田地区	北	戸ノ内浜西改良(集)	4	5	36	戸ノ内町5-3-4	
園田地区	北	戸ノ内浜西改良	5	5	16	戸ノ内町5-2-5	
園田地区	北	戸ノ内浜西改良	6	5	20	戸ノ内町5-2-6	
園田地区	北	戸ノ内浜西改良	7	5	50	戸ノ内町5-4-7	
園田地区	北	戸ノ内浜西改良	8	5	25	戸ノ内町5-4-8	
園田地区	北	戸ノ内浜西改良	9	6	30	戸ノ内町5-4-9	
園田地区	北	口田中(公営)(集)	1	5	30	口田中1-20-1	
園田地区	北	口田中(改良)	2	5	40	口田中1-20-2	
園田地区	北	口田中高層(集)	1	11	280	口田中1-17	
園田地区	北	口田中西	1	5	48	口田中1-21-1	
園田地区	北	口田中西(集)	2	5	50	口田中1-23-2	
園田地区	北	口田中東(集)	1	4	32	口田中1-14-1	
園田地区	北	口田中東	2	4	30	口田中1-14-2	
園田地区	北	口田中東	3	4	8	口田中1-14-3	
園田地区	北	若王寺(集)	1	7	36	若王寺2-2	
園田地区	北	上坂部(集)	1	6	40	上坂部2-21-1	
園田地区	北	上食満	2	5	24	食満5-5-2	
園田地区	北	上食満	3	5	20	食満5-5-3	
園田地区	北	上食満高層(集)	1	11	160	食満5-5-1	
園田地区	北	上食満魚取第1(集)	1	8	112	食満1-3-1	
園田地区	北	上食満魚取第2	1	5	40	食満2-8-1	
園田地区	北	田能藻川(集)	1	5	30	田能4-16-1	
園田地区	北	田能藻川	2	5	35	田能4-16-2	
園田地区	北	東園和(集)	1	9	103	東園田町7-1	
立花地区	北	上ノ島	1	5	30	栗山町2-1-1	
立花地区	北	上ノ島(集)	2	5	30	栗山町2-1-2	
立花地区	北	上ノ島第1(集)	1	5	15	南塚口町8-33-20	
立花地区	北	上ノ島第2(集)	1	4	16	南塚口町8-3-5	
立花地区	北	上ノ島第3(集)	1	4	15	南塚口町7-30-1	
立花地区	北	上ノ島第4	1	5	20	上ノ島町1-39-1	
立花地区	北	上ノ島第4(集)	2	2	2	上ノ島町1-39-2	
立花地区	北	上ノ島第5	1	3	6	南塚口町8-43-1	
立花地区	北	上ノ島第5(集)	2	4	6	南塚口町8-43-2	
立花地区	北	塚口(集)	1	3	18	塚口本町6-17-21	
立花地区	北	塚口	2	3	18	塚口本町6-17-22	
立花地区	北	東富松(集)	1	5	18	富松町2-25-1	
立花地区	北	東富松	2	5	20	富松町2-25-2	10
立花地区	北	富松北(集)	1	5	15	富松町3-24-1	
立花地区	北	富松北	2	5	15	富松町3-24-2	
立花地区	北	野上町(集)	1	11	136	上ノ島町3-3-1	
立花地区	北	野上町	2	5	20	上ノ島町3-3-2	

消防用設備等点検対象住宅一覧表
 ((集)の表示のある棟は、集会所の消防設備を含む)

(北部地域)

住 宅 名	自火報感知器		店舗付	消火器	屋 内 消 火 栓					
	共用部	専用部			消火ポンプ	操作盤	起動SW	消火栓	送水口	ホース
額田										
額田										
額田(集)				13						
戸ノ内浜東改良	○	○		12						
戸ノ内浜東改良(集)	○	○		16						
戸ノ内浜東改良	○	○		27						
戸ノ内浜東改良	○	○		17						
東園田8丁目改良(集)	○	○		53						
園和北(集)	○	○		19						
戸ノ内改良(集)	○			44						
戸ノ内改良										
戸ノ内浜西改良	○	○	○	10						
戸ノ内浜西改良	○	○	○	15						
戸ノ内浜西改良				20						
戸ノ内浜西改良(集)				20						
戸ノ内浜西改良	○	○	○	10						
戸ノ内浜西改良	○	○	○	15						
戸ノ内浜西改良	○	○		22	1	1	10	10		20
戸ノ内浜西改良				11						
戸ノ内浜西改良				17						
口田中(公営)(集)				16						
口田中(改良)				20						
口田中高層(集)	○			84						
口田中西			○	21						
口田中西(集)				21						
口田中東(集)				17						
口田中東				15						
口田中東				4						
若王寺(集)	○			16						
上坂部(集)	○			19						
上食満				10						
上食満				10						
上食満高層(集)	○			68						
上食満魚取第1(集)				36						
上食満魚取第2				20						
田能藻川(集)				16						
田能藻川				20						
東園和(集)				63						
上ノ島				15						
上ノ島(集)				16						
上ノ島第1(集)				11						
上ノ島第2(集)				9						
上ノ島第3(集)				9						
上ノ島第4				10						
上ノ島第4(集)				3						
上ノ島第5				3						
上ノ島第5(集)				5						
塚口(集)				10						
塚口				9						
東富松(集)				10						
東富松										
富松北(集)				11						
富松北				10						
野上町(集)	○	○		102						
野上町				10						

消防用設備等点検対象住宅一覧表
((集)の表示のある棟は、集会所の消防設備を含む)

(北部地域)

[illegible]

消防用設備等点検対象住宅一覧表
((集)の表示のある棟は、集会所の消防設備を含む)

(北部地域)

[illegible]

消防用設備等点検対象住宅一覧表
 ((集)の表示のある棟は、集会所の消防設備を含む)

住 宅 名	非 常 警 報 設 備					誘導灯及誘導標識	連結送水管		
	操作部	予備電源	ベル	ランプ	発信機		送水口	放水口	格納箱
額田									
額田									
額田(集)						2			
戸ノ内浜東改良		10	12	10	10				
戸ノ内浜東改良(集)		11	11	11	11	1			
戸ノ内浜東改良		12	12	12	12	11			
戸ノ内浜東改良									
東園田8丁目改良(集)		27	37	27	27		1	7	
園和北(集)		1	1	1	1	1			
戸ノ内改良(集)		1	1	1	1	43	2	15	
戸ノ内改良									
戸ノ内浜西改良									
戸ノ内浜西改良									
戸ノ内浜西改良									
戸ノ内浜西改良(集)		1	1	1	1	1			
戸ノ内浜西改良									
戸ノ内浜西改良									
戸ノ内浜西改良									
戸ノ内浜西改良	1	1	11	5	5				
戸ノ内浜西改良	1	1	10	6	6				
口田中(公営)(集)									
口田中(改良)									
口田中高層(集)	1	1	37	37	37	4	2	20	2
口田中西		15	15	15	15				
口田中西(集)	1	1	10	10	10				
口田中東(集)									
口田中東									
口田中東									
若王寺(集)		14	14	14	14	1	1	5	
上坂部(集)		13	13	13	13	13			
上食満									
上食満		5	5	5	5				
上食満高層(集)	1	2	32	32	32	5	1	11	1
上食満魚取第1(集)		25	25	25	25		3	18	
上食満魚取第2									
田能藻川(集)						2			
田能藻川									
東園和(集)			19	19	19		1	7	
上ノ島	1	1	15	45	31				
上ノ島(集)	1	2	16	46	32				
上ノ島第1(集)						1			
上ノ島第2(集)						1			
上ノ島第3(集)		9	9	9	9				
上ノ島第4									
上ノ島第4(集)		2	2	2	2	1			
上ノ島第5									
上ノ島第5(集)						1			
塚口(集)									
塚口									
東富松(集)		1	1	1	1	1			
東富松									
富松北(集)									
富松北									
野上町(集)						20	2	19	2
野上町		5	5	5	5				

消防用設備等点検対象住宅一覧表
((集)の表示のある棟は、集会所の消防設備を含む)

(北部地域)

[illegible]

消防用設備等点検対象住宅一覧表
 ((集)の表示のある棟は、集会所の消防設備を含む)

住 宅 名	避難器具	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備				(北部地域) 非常電源	
		ポンプ	操作盤	起動装置	圧力SW	予備電源	蓄電池
額田	6						
額田	6						
額田(集)	6						
戸ノ内浜東改良							
戸ノ内浜東改良(集)	8						
戸ノ内浜東改良	8						
戸ノ内浜東改良	4						
東園田8丁目改良(集)	16						
園和北(集)	2						
戸ノ内改良(集)	8						
戸ノ内改良							
戸ノ内浜西改良							
戸ノ内浜西改良							
戸ノ内浜西改良	8						
戸ノ内浜西改良(集)							
戸ノ内浜西改良							
戸ノ内浜西改良							
戸ノ内浜西改良							
戸ノ内浜西改良							
戸ノ内浜西改良	3						
口田中(公営)(集)	8						
口田中(改良)	8						
口田中高層(集)							
口田中西							
口田中西(集)							
口田中東(集)	6						
口田中東	10						
口田中東	6						
若王寺(集)	11						
上坂部(集)	10						
上食満	10						
上食満	4						
上食満高層(集)							
上食満魚取第1(集)	14						
上食満魚取第2	32						
田能藻川(集)	8						
田能藻川	4						
東園和(集)							
上ノ島							
上ノ島(集)							
上ノ島第1(集)	8						
上ノ島第2(集)	6						
上ノ島第3(集)							
上ノ島第4	4						
上ノ島第4(集)	1						
上ノ島第5	2						
上ノ島第5(集)	3						
塚口(集)	4						
塚口	4						
東富松(集)							
東富松							
富松北(集)	4						
富松北	4						
野上町(集)	20						
野上町							

消防用設備等点検対象住宅一覧表
 ((集)の表示のある棟は、集会所の消防設備を含む)

(北部地域)

行政地区	地区割	住宅名	棟	階数	戸数	住所	消火器のみ
武庫地区	北	宮ノ北(集)	1	5	30	西昆陽3-32-1	
武庫地区	北	宮ノ北	2	5	40	西昆陽3-32-2	
武庫地区	北	宮ノ北	3	5	40	西昆陽3-32-3	
武庫地区	北	宮ノ北	4	5	30	西昆陽3-32-4	
武庫地区	北	宮ノ北	5	5	40	西昆陽3-32-5	
武庫地区	北	宮ノ北	6	5	39	西昆陽3-32-6	
武庫地区	北	宮ノ北	7	5	40	西昆陽3-32-7	
武庫地区	北	宮ノ北	8	5	40	西昆陽3-32-8	
武庫地区	北	宮ノ北	9	5	40	西昆陽3-32-9	
武庫地区	北	宮ノ北	10	5	30	西昆陽3-32-10	
武庫地区	北	宮ノ北	11	5	40	西昆陽3-32-11	
武庫地区	北	宮ノ北	12	5	20	西昆陽3-32-12	
武庫地区	北	宮ノ北	13	5	50	西昆陽3-32-13	
武庫地区	北	宮ノ北	14	5	40	西昆陽3-32-14	
武庫地区	北	宮ノ北	15	5	30	西昆陽3-32-15	
武庫地区	北	宮ノ北	16	5	39	西昆陽3-32-16	
武庫地区	北	宮ノ北	17	5	30	西昆陽3-32-17	
武庫地区	北	宮ノ北	18	5	40	西昆陽3-32-18	
武庫地区	北	宮ノ北	19	5	30	西昆陽3-32-19	
武庫地区	北	宮ノ北	20	5	20	西昆陽3-32-20	
武庫地区	北	宮ノ北	21	5	20	西昆陽3-32-21	
武庫地区	北	宮ノ北	22	5	10	西昆陽3-32-22	
武庫地区	北	宮ノ北	23	5	30	西昆陽3-32-23	
武庫地区	北	宮ノ北	24	5	40	西昆陽3-32-24	
武庫地区	北	宮ノ北	25	5	40	西昆陽3-32-25	
武庫地区	北	宮ノ北	26	5	30	西昆陽3-32-26	
武庫地区	北	宮ノ北	27	5	20	西昆陽3-32-27	
武庫地区	北	宮ノ北	28	5	20	西昆陽3-32-28	
武庫地区	北	宮ノ北	29	5	20	西昆陽3-32-29	
武庫地区	北	宮ノ北	30	5	49	西昆陽3-32-30	
武庫地区	北	昆陽の台(集)	1	11	300	西昆陽2-21	
武庫地区	北	時友	4	5	19	武庫之荘8-30-4	10
武庫地区	北	時友	5	5	20	武庫之荘8-30-5	10
武庫地区	北	時友	6	4	24	武庫之荘8-30-6	12
武庫地区	北	時友	7	5	20	武庫之荘8-16-7	10
武庫地区	北	時友	8	5	15	武庫之荘8-16-8	
武庫地区	北	時友	9	5	40	武庫之荘8-17-9	20
武庫地区	北	時友	10	5	30	武庫之荘8-17-10	15
武庫地区	北	時友ナガラサ(集)	1	5	30	武庫之荘9-10-1	
武庫地区	北	時友ナガラサ	2	5	20	武庫之荘9-10-2	
武庫地区	北	時友長ノ手(集)	1	6	64	武庫之荘9-24-1	
武庫地区	北	時友長ノ手	2	5	25	武庫之荘9-22-2	
武庫地区	北	時友長ノ手	3	6	85	武庫之荘9-20-3	
武庫地区	北	西昆陽	1	5	50	西昆陽2-19-1	
武庫地区	北	西昆陽	2	5	50	西昆陽2-19-2	
武庫地区	北	西昆陽	3	5	50	西昆陽2-19-3	
武庫地区	北	西昆陽	4	5	50	西昆陽2-19-4	
武庫地区	北	西昆陽	5	5	39	西昆陽2-19-5	20
武庫地区	北	西昆陽	6	5	40	西昆陽2-19-6	20
武庫地区	北	西昆陽ヨウダ(集)	1	5	20	西昆陽1-22-1	
武庫地区	北	西昆陽ヨウダ	2	5	20	西昆陽1-22-2	
武庫地区	北	西昆陽ヨウダ	3	5	20	西昆陽1-22-3	
武庫地区	北	西昆陽ヨウダ	4	5	20	西昆陽1-22-4	
武庫地区	北	友行西カイチ(集)	1	4	24	武庫之荘8-7-3	
武庫地区	北	友行坪井(集)	1	5	52	武庫之荘6-14-1	
武庫地区	北	友行坪井	2	4	28	武庫之荘6-14-2	
					4, 478		161

消防用設備等点検対象住宅一覧表
 ((集)の表示のある棟は、集会所の消防設備を含む)

(北部地域)

住 宅 名	自火報知器		店舗付	消火器	屋 内 消 火 栓					
	共用部	専用部			消火ポンプ	操作盤	起動SW	消火栓	送水口	ホース
宮ノ北(集)				17						
宮ノ北				20						
宮ノ北				20						
宮ノ北				15						
宮ノ北				20						
宮ノ北				20						
宮ノ北				20						
宮ノ北				20						
宮ノ北				20						
宮ノ北				15						
宮ノ北				20						
宮ノ北				10						
宮ノ北				25						
宮ノ北				20						
宮ノ北				15						
宮ノ北				20						
宮ノ北				15						
宮ノ北				20						
宮ノ北				15						
宮ノ北				20						
宮ノ北				15						
宮ノ北				20						
宮ノ北				15						
宮ノ北				20						
宮ノ北				10						
宮ノ北				10						
宮ノ北				5						
宮ノ北				15						
宮ノ北				20						
宮ノ北				20						
宮ノ北				15						
宮ノ北				10						
宮ノ北				10						
宮ノ北				10						
宮ノ北				27						
昆陽の台(集)	○			63						
時友										
時友										
時友										
時友										
時友				5						
時友										
時友										
時友ナガラサ(集)				16						
時友ナガラサ				10						
時友長ノ手(集)	○	○		31	1	1	18	18		34
時友長ノ手				17						
時友長ノ手	○	○		37	1	1	17	18		34
西昆陽				25						
西昆陽				25						
西昆陽				25						
西昆陽				25						
西昆陽										
西昆陽										
西昆陽ヨウダ(集)				11						
西昆陽ヨウダ				10						
西昆陽ヨウダ				10						
西昆陽ヨウダ				10						
友行西カイチ(集)	○	○		9						
友行坪井(集)				54						
友行坪井				28						
				1,970	3	3	45	46	0	88

消防用設備等点検対象住宅一覧表
((集)の表示のある棟は、集会所の消防設備を含む)

(北部地域)

[illegible]

消防用設備等点検対象住宅一覧表
((集)の表示のある棟は、集会所の消防設備を含む)

(北部地域)

[illegible]

消防用設備等点検対象住宅一覧表
((集)の表示のある棟は、集会所の消防設備を含む)

(北部地域)

[illegible]

消防用設備等点検対象住宅一覧表
((集)の表示のある棟は、集会所の消防設備を含む)

(北部地域)

[illegible]

消防用設備等点検対象住宅一覧表
 ((集)の表示のある棟は、集会所の消防設備を含む)

住 宅 名	避難器具	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備				(北部地域) 非常電源	
		ポンプ	操作盤	起動装置	圧力SW	予備電源	蓄電池
宮ノ北(集)	10						
宮ノ北	10						
宮ノ北	6						
宮ノ北	6						
宮ノ北	6						
宮ノ北	6						
宮ノ北	10						
宮ノ北	10						
宮ノ北	10						
宮ノ北	10						
宮ノ北	10						
宮ノ北	3						
宮ノ北	10						
宮ノ北	10						
宮ノ北	3						
宮ノ北	10						
宮ノ北	6						
宮ノ北	6						
宮ノ北	10						
宮ノ北	10						
宮ノ北	10						
宮ノ北	10						
宮ノ北	6						
宮ノ北	10						
宮ノ北	6						
宮ノ北	6						
宮ノ北	6						
宮ノ北	10						
宮ノ北	6						
宮ノ北	6						
宮ノ北	6						
宮ノ北	10						
宮ノ北	6						
宮ノ北	6						
宮ノ北	10						
昆陽の台(集)							
時友							
時友							
時友							
時友							
時友	8						
時友							
時友							
時友ナガヲサ(集)	8						
時友ナガヲサ	8						
時友長ノ手(集)	5						
時友長ノ手							
時友長ノ手							
西昆陽	10						
西昆陽	10						
西昆陽	10						
西昆陽	10						
西昆陽							
西昆陽							
西昆陽ヨウダ(集)	16						
西昆陽ヨウダ	16						
西昆陽ヨウダ	16						
西昆陽ヨウダ	16						
友行西カイチ(集)	3						
友行坪井(集)	8						
友行坪井	6						
	658	0	0	0	0		

消防用設備等点検対象住宅一覧表
 ((集)の表示のある棟は、集会所の消防設備を含む)

(南部地域)

行政地区	地区制	住 宅 名	棟	階数	戸数	住 所	消火器のみ
大 庄 地 区	南	元浜(集)	1	7	23	元浜町1-22	
大 庄 地 区	南	稲葉荘(集)	1	5	50	稲葉荘4-14	26
大 庄 地 区	南	稲葉荘北	1	5	30	稲葉荘4-18-1	15
大 庄 地 区	南	稲葉荘北	2	5	30	稲葉荘4-18-2	15
大 庄 地 区	南	稲葉荘北(集)	3	5	30	稲葉荘4-18-3	
大 庄 地 区	南	今北	1	5	30	西立花町4-1-1	
大 庄 地 区	南	今北(集)	2	5	30	西立花町4-1-2	
大 庄 地 区	南	今北	3	5	20	西立花町4-1-3	
大 庄 地 区	南	今北	4	5	30	西立花町4-1-4	
大 庄 地 区	南	今北(集)	5	5	30	西立花町2-35	
大 庄 地 区	南	今北改良(集)	1	11	87	西立花町3-17	
大 庄 地 区	南	今北改良	2	11	87	西立花町3-17	
大 庄 地 区	南	今北改良(集)	3	10	73	西立花町3-17	
大 庄 地 区	南	今北改良	4	10	72	西立花町3-17	
大 庄 地 区	南	今北弓田(集)	1	5	30	稲葉元町2-7-1	
大 庄 地 区	南	今北弓田	2	5	30	稲葉元町2-7-2	15
大 庄 地 区	南	今北三十六	1	5	30	稲葉元町3-17-1	
大 庄 地 区	南	今北三十六	2	5	30	稲葉元町3-17-2	
大 庄 地 区	南	今北三十六(集)	3	5	20	稲葉元町3-16-3	
大 庄 地 区	南	今北三十六	4	5	30	稲葉元町3-16-4	
大 庄 地 区	南	今北三十六	5	5	20	稲葉元町3-16-5	
大 庄 地 区	南	今北改良(鳥林)	1	4	16	西立花町5-7-1	
大 庄 地 区	南	今北改良(鳥林)	2	4	16	西立花町5-7-2	
大 庄 地 区	南	今北改良(鳥林)(集)	3	4	28	西立花町5-7-3	16
大 庄 地 区	南	大庄	1	5	40	大庄中通5-1-1	
大 庄 地 区	南	大庄(集)	2	5	10	大庄中通5-1-2	
大 庄 地 区	南	道意(集)	1	11	150	道意町6-1	
大 庄 地 区	南	道意西(集)	1	7	50	道意町6-9-2	
大 庄 地 区	南	蓬川(集)	1	8	186	蓬川町302-17	
小 田 地 区	南	下坂部	1	5	35	下坂部1-1-1	
小 田 地 区	南	下坂部(集)	2	3	5	下坂部1-1-2	
小 田 地 区	南	久々知(集)	1	4	22	久々知3-8-47-1	
小 田 地 区	南	久々知	2	5	30	久々知3-8-47-2	
小 田 地 区	南	高田	1	4	32	高田町5-1	
小 田 地 区	南	高田	2	4	24	高田町5-2	
小 田 地 区	南	高田	3	4	24	高田町5-3	
小 田 地 区	南	今福(集)	1	8	136	今福1-2-10	
小 田 地 区	南	小田北改良(集)	1	9	107	西川2-44	
小 田 地 区	南	小田北第2改良	1	3	12	西川2-32	
小 田 地 区	南	常光寺第2改良(集)	1	11	126	常光寺1-3-1	
小 田 地 区	南	常光寺改良(集)	1	11	252	常光寺3-6	
小 田 地 区	南	常光寺北公営(集)	2	10	80	常光寺1-3-2	
小 田 地 区	南	神崎(集)	1	5	30	神崎町17-1	
小 田 地 区	南	神崎	2	5	30	神崎町17-2	
小 田 地 区	南	神崎	3	5	30	神崎町17-3	
小 田 地 区	南	神崎	4	5	30	神崎町17-4	
小 田 地 区	南	神崎北(集)	1	4	70	神崎町18-1	
小 田 地 区	南	西川	1	5	50	西川1-5-1	
小 田 地 区	南	西川第2	1	5	40	西川1-12-1	
小 田 地 区	南	西川第2(集)	2	5	40	西川1-12-2	
小 田 地 区	南	西川第3	1	4	12	西川2-5-1	8
小 田 地 区	南	西川第3(集)	2	5	23	西川2-5-2	
小 田 地 区	南	西川平七改良(集)	1	10	110	西川1-7	
小 田 地 区	南	西長洲(集)	1	5	40	西長洲町2-7-1	
小 田 地 区	南	西長洲	2	5	40	西長洲町2-7-2	
小 田 地 区	南	西長洲北(集)	1	9	81	西長洲町1-5-1	
小 田 地 区	南	潮江(集)	1	14	240	潮江5-1-20	
小 田 地 区	南	潮江第1	1	10	71	潮江1-4-4	
小 田 地 区	南	潮江第2	1	13	60	潮江1-7-1	
小 田 地 区	南	潮江第3	1	5	29	潮江1-15-1	
小 田 地 区	南	潮江コミュニティー集会所	1	2	—	潮江1-4-2	
小 田 地 区	南	潮江北(集)	1	7	78	潮江1-35	
小 田 地 区	南	長洲	1	5	30	長洲東通2-12-1	15
小 田 地 区	南	長洲(集)	2	5	30	長洲東通2-12-2	
小 田 地 区	南	長洲	3	5	40	長洲東通2-12-3	20
小 田 地 区	南	長洲	4	5	20	長洲東通2-12-4	10
小 田 地 区	南	長洲	5	5	20	長洲東通2-12-5	
小 田 地 区	南	長洲	6	5	30	長洲東通2-12-6	
小 田 地 区	南	浜つばめ(集)	1	5	50	浜1-4-1	
小 田 地 区	南	浜つばめ	2	5	40	浜1-4-2	20
小 田 地 区	南	浜つばめ	3	5	40	浜1-4-3	20

消防用設備等点検対象住宅一覧表
((集)の表示のある棟は、集会所の消防設備を含む)

(南部地域)

住 宅 名	自 火 報 知 器		店 舗 付	消 火 器	屋 内 消 火 栓					
	共用部	専用部			消火ポンプ	操作盤	起動SW	消火栓	送水口	ホース
元浜(集)	○	○		17						
稲葉荘(集)										
稲葉荘北										
稲葉荘北										
稲葉荘北(集)				16						
今北				15						
今北(集)				16						
今北				10						
今北				15						
今北(集)				16						
今北改良(集)	○			46	1	1	3	2		4
今北改良	○									
今北改良(集)	○			42	1	1	3	2		4
今北改良	○									
今北弓田(集)				16						
今北弓田										
今北三十六				15						
今北三十六				15						
今北三十六(集)				12						
今北三十六				15						
今北三十六				10						
今北改良(鳥林)				8						
今北改良(鳥林)				8						
今北改良(鳥林)(集)										
大庄				20						
大庄(集)				6						
道意(集)	○	○		59						
道意西(集)	○	○		35						
蓬川(集)	○	○		100						
下坂部				13						
下坂部(集)				4						
久々知(集)	○	○		10			8	8		8
久々知	○	○		11	1	1	10	10		10
高田				16						
高田				12						
高田				12						
今福(集)	○	○		48						
小田北改良(集)			○	43						
小田北第2改良			○	6						
常光寺第2改良(集)				33						
常光寺改良(集)			○	35						
常光寺北公営(集)				31						
神崎(集)				16						
神崎				15						
神崎				15						
神崎				15						
神崎北(集)	○	○		21	1	1	16	16		32
西川				25						
西川第2				20						
西川第2(集)				21						
西川第3										
西川第3(集)				15						
西川平七改良(集)	○			40						
西長洲(集)				22						
西長洲				20						
西長洲北(集)	○	○		30						
潮江(集)	○	○		71						
潮江第1				27						
潮江第2	○	○	○	37						
潮江第3	○	○		18						
潮江コミュニティ集会所				3						
潮江北(集)	○	○		35						
長洲										
長洲(集)				16						
長洲										
長洲										
長洲				10						
長洲				15						
浜つばめ(集)				26						
浜つばめ										
浜つばめ										

消防用設備等点検対象住宅一覧表
((集)の表示のある棟は、集会所の消防設備を含む)

(南部地域)

[illegible]

消防用設備等点検対象住宅一覧表
((集)の表示のある棟は、集会所の消防設備を含む)

(南部地域)

[illegible]

消防用設備等点検対象住宅一覧表
((集)の表示のある棟は、集会所の消防設備を含む)

(南部地域)

[illegible]

消防用設備等点検対象住宅一覧表
((集)の表示のある棟は、集会所の消防設備を含む)

(南部地域)

[illegible]

消防用設備等点検対象住宅一覧表
 ((集)の表示のある棟は、集会所の消防設備を含む)

(南部地域)

住 宅 名	避難器具	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備				非常電源	
		ポンプ	操作盤	起動装置	圧力SW	予備電源	蓄電池
元浜(集)	5						
稲葉荘(集)							
稲葉荘北							
稲葉荘北							
稲葉荘北(集)							
今北	8						
今北(集)	8						
今北	8						
今北	8						
今北(集)	8						
今北改良(集)							
今北改良							
今北改良(集)							
今北改良							
今北弓田(集)							
今北弓田							
今北三十六	8						
今北三十六	8						
今北三十六(集)	8						
今北三十六	8						
今北三十六	8						
今北改良(鳥林)							
今北改良(鳥林)							
今北改良(鳥林)(集)							
大庄	8						
大庄(集)	8						
道意(集)	30						
道意西(集)	12						
蓬川(集)	42						
下坂部	11						
下坂部(集)	6						
久々知(集)							
久々知	4						
高田	6						
高田	6						
高田	6						
今福(集)	35						
小田北改良(集)	7						
小田北第2改良							
常光寺第2改良(集)							
常光寺改良(集)							
常光寺北公営(集)							
神崎(集)	8						
神崎	8						
神崎	8						
神崎	8						
神崎北(集)	12						
西川	8						
西川第2	8						
西川第2(集)	8						
西川第3							
西川第3(集)							
西川平七改良(集)							
西長洲(集)	8						
西長洲	8						
西長洲北(集)	24						
潮江(集)							
潮江第1							
潮江第2	25						
潮江第3	8						
潮江コミュニティー集会所							
潮江北(集)	6						
長洲							
長洲(集)							
長洲							
長洲							
長洲							
長洲							
浜つばめ(集)							
浜つばめ							
浜つばめ							

消防用設備等点検対象住宅一覧表
 ((集)の表示のある棟は、集会所の消防設備を含む)

(南部地域)

行政地区	地区割	住 宅 名	棟	階数	戸数	住 所	消火器のみ
立 花 地 区	南	水堂第 1 (集)	1	5	20	水堂町4-11-1	
立 花 地 区	南	水堂第 1	2	5	20	水堂町4-11-2	
立 花 地 区	南	水堂第 2 (集)	1	5	15	水堂町2-31-7	
立 花 地 区	南	水堂第 3 (集)	1	5	15	水堂町3-20-22	
立 花 地 区	南	水堂浜浦(集)	1	4	32	西立花町3-5-1	
立 花 地 区	南	東七松	1	5	20	東七松町1-6-1	
立 花 地 区	南	東七松(集)	2	5	30	東七松町1-6-2	
立 花 地 区	南	南七松	1	5	30	南七松町1-16-1	15
立 花 地 区	南	南七松	2	5	25	南七松町1-16-2	15
立 花 地 区	南	南七松(集)	3	4	24	南七松町1-15-3	
立 花 地 区	南	南七松	4	5	14	南七松町2-3-4	9
立 花 地 区	南	尾浜第 1 (集)	1	7	35	尾浜町3-31-30	
立 花 地 区	南	尾浜第 2 (集)	1	4	19	尾浜町3-20-23	
立 花 地 区	南	尾浜第 3	1	5	18	尾浜町3-14-1	
立 花 地 区	南	尾浜第 3	2	6	29	尾浜町3-6-2	
立 花 地 区	南	尾浜第 3 (集)	3	3	12	尾浜町3-3-3	
立 花 地 区	南	尾浜第 3	4	3	6	尾浜町3-7-8	
立 花 地 区	南	尾浜名月	13	5	30	尾浜町2-4-13	15
立 花 地 区	南	尾浜名月	14	4	12	尾浜町2-4-14	
立 花 地 区	南	尾浜名月(集)	15	5	40	尾浜町2-5-15	
立 花 地 区	南	尾浜名月	16	5	30	尾浜町2-5-16	15
立 花 地 区	南	名神町南(集)	1	10	90	名神町2-2-1	
立 花 地 区	南	名神町南	2	11	61	名神町2-2-2	
立 花 地 区	南	名神町南	3	4	16	名神町2-3-3	
立 花 地 区	南	名神町北	1	5	20	名神町1-15-11	10
立 花 地 区	南	名神町北	2	5	20	名神町1-15-12	10
立 花 地 区	南	名神町北	3	3	18	名神町1-13-13	9
立 花 地 区	南	名神町北	4	4	16	名神町1-14-14	8
立 花 地 区	南	名神町北	5	3	12	名神町1-14-15	6
立 花 地 区	南	名神町北(集)	6	5	20	名神町1-15-6	
中 央 地 区	南	昭和通 2 丁目改良(集)	1	11	40	昭和通 2-6-21	
中 央 地 区	南	築地本町改良(集)	1	3	16	築地北浜3-28-1	
中 央 地 区	南	築地本町改良	2	12	88	築地北浜3-28-2	
中 央 地 区	南	築地本町改良	3	3	16	築地北浜4-37-3	
中 央 地 区	南	築地本町改良	4	12	77	築地北浜4-37-4	
中 央 地 区	南	築地南浜改良(集)	1	6	60	築地南浜4-58-1	
中 央 地 区	南	築地南浜改良	2	5	29	築地南浜3-45-2	
中 央 地 区	南	築地南浜改良(集)	3	5	24	築地南浜2-26-3	
中 央 地 区	南	西本町(集)	1	5	75	西本町5-47	
中 央 地 区	南	大物(集)	1	6	35	大物町2-6-21	
中 央 地 区	南	築地改良(集)	1	11	120	南城内2-35	
中 央 地 区	南	東難波(集)	1	5	30	東難波町1-4-1	
中 央 地 区	南	東難波	2	5	30	東難波町1-4-2	15
武 庫 地 区	南	南武庫之荘(集)	1	5	30	南武庫之荘12-1-1	
武 庫 地 区	南	南武庫之荘	2	5	30	南武庫之荘12-1-2	
武 庫 地 区	南	南武庫之荘	3	5	40	南武庫之荘10-9-3	20
武 庫 地 区	南	南武庫之荘	4	5	40	南武庫之荘10-9-4	20
武 庫 地 区	南	南武庫之荘	5	5	30	南武庫之荘10-15-5	
武 庫 地 区	南	南武庫之荘12丁目改良	1	5	40	南武庫之荘12-18-1	20
武 庫 地 区	南	南武庫之荘12丁目改良(集)	2	4	22	南武庫之荘12-18-2	
武 庫 地 区	南	南武庫之荘改良(集)	1	11	200	南武庫之荘11-11-1	
武 庫 地 区	南	南武庫之荘改良	2	3	26	南武庫之荘11-11-2	
武 庫 地 区	南	南武庫之荘改良	3	3	14	南武庫之荘10-62-3	
武 庫 地 区	南	南武庫之荘改良	4	5	40	南武庫之荘10-60-4	
武 庫 地 区	南	南武庫之荘改良(集)	5	4	38	南武庫之荘10-60-5	
武 庫 地 区	南	南武庫之荘改良	6	5	40	南武庫之荘10-60-6	
武 庫 地 区	南	南武庫之荘改良	7	4	40	南武庫之荘10-60-7	
武 庫 地 区	南	南武庫之荘改良	8	5	40	南武庫之荘10-60-8	
武 庫 地 区	南	南武庫之荘改良	9	5	40	南武庫之荘10-10-9	
武 庫 地 区	南	南武庫之荘改良	10	4	32	南武庫之荘10-10-10	
武 庫 地 区	南	南武庫之荘改良	11	5	36	南武庫之荘10-55-11	
武 庫 地 区	南	南武庫之荘改良	12	8	56	南武庫之荘10-54-12	
武 庫 地 区	南	南武庫之荘改良	13	5	45	南武庫之荘10-53-13	
武 庫 地 区	南	南武庫之荘改良(集)	14	11	117	南武庫之荘10-52-14	
武 庫 地 区	南	南武庫之荘改良	15	5	30	南武庫之荘10-51-15	
武 庫 地 区	南	南武庫之荘改良	16	3	15	南武庫之荘10-56-16	
武 庫 地 区	南	南武庫之荘改良	17	5	16	南武庫之荘10-59-17	
武 庫 地 区	南	南武庫之荘改良	18	3	18	南武庫之荘10-61-18	
武 庫 地 区	南	南武庫之荘改良	19	6	64	南武庫之荘11-8-19	
武 庫 地 区	南	南武庫之荘改良	20	3	12	南武庫之荘11-7-20	3
武 庫 地 区	南	南武庫之荘改良	21	4	16	南武庫之荘11-9-21	
武 庫 地 区	南	南武庫之荘改良(集)	22	5	23	南武庫之荘11-4-22	
武 庫 地 区	南	南武庫之荘改良	23	5	20	南武庫之荘11-4-23	10
武 庫 地 区	南	南武庫之荘改良	24	3	12	南武庫之荘11-2-24	6
					6, 208		386

消防用設備等点検対象住宅一覧表
 ((集)の表示のある棟は、集会所の消防設備を含む)

(南部地域)

住 宅 名	自火報感知器		店舗付	消火器	屋 内 消 火 栓					
	共用部	専用部			消火ポンプ	操作盤	起動SW	消火栓	送水口	ホース
水堂第1(集)				11						
水堂第1				10						
水堂第2(集)				11						
水堂第3(集)				11						
水堂浜浦(集)				17						
東七松				10						
東七松(集)				16						
南七松										
南七松										
南七松(集)				14						
南七松										
尾浜第1(集)	○			22						
尾浜第2(集)				14						
尾浜第3	○	○		6						
尾浜第3	○	○		17						
尾浜第3(集)		○		8						
尾浜第3				3						
尾浜名月										
尾浜名月				4						
尾浜名月(集)				21						
尾浜名月										
名神町南(集)				30						
名神町南	○	○		23						
名神町南				8						
名神町北										
名神町北										
名神町北										
名神町北										
名神町北										
名神町北(集)		○		11						
昭和通2丁目改良(集)	○	○		30						
築地本町改良(集)			○	11						
築地本町改良	○	○		34						
築地本町改良			○	9						
築地本町改良	○	○		33						
築地南浜改良(集)	○	○		28						
築地南浜改良				15						
築地南浜改良(集)				15						
西本町(集)	○	○		23	1	1	15	15		30
大物(集)				14						
築地改良(集)	○	○		45	1	1	61	61		61
東難波(集)				17						
東難波										
南武庫之荘(集)				16						
南武庫之荘				15						
南武庫之荘										
南武庫之荘										
南武庫之荘				15						
南武庫之荘12丁目改良										
南武庫之荘12丁目改良(集)				13						
南武庫之荘改良(集)	○		○	50						
南武庫之荘改良			○	6						
南武庫之荘改良	○	○	○	9						
南武庫之荘改良		○	○	10			10	10		20
南武庫之荘改良(集)	○	○		10			8	8		16
南武庫之荘改良		○	○	10			5	5		10
南武庫之荘改良	○	○		8	1	1	8	8		16
南武庫之荘改良		○	○	10			10	10		20
南武庫之荘改良				10						
南武庫之荘改良				8						
南武庫之荘改良	○	○	○	12	1	1	10	10		20
南武庫之荘改良				35						
南武庫之荘改良				17						
南武庫之荘改良(集)	○	○		36						
南武庫之荘改良			○	10						
南武庫之荘改良		○		3						
南武庫之荘改良	○	○	○	11						
南武庫之荘改良				6						
南武庫之荘改良	○	○	○	31	1	1	17	17		34
南武庫之荘改良										
南武庫之荘改良		○	○	4						
南武庫之荘改良(集)			○	14						
南武庫之荘改良										
南武庫之荘改良										
				2,229	9	9	184	182	0	285

消防用設備等点検対象住宅一覧表
((集)の表示のある棟は、集会所の消防設備を含む)

(南部地域)

住 宅 名	自 動 火 災 報 知 設 備								
	P 1-1 0	P 1-2 0	P 1-3 0	P 1-4 0	P 1-5 0	P 1-6 0	P 1-100	P 2	P 3
水堂第 1 (集)									
水堂第 1									
水堂第 2 (集)									
水堂第 3 (集)									
水堂浜浦 (集)									
東七松									
東七松 (集)									
南七松									
南七松									
南七松 (集)									
南七松									
尾浜第 1 (集)	1								
尾浜第 2 (集)									
尾浜第 3	1								
尾浜第 3	1								
尾浜第 3 (集)	1								
尾浜第 3									
尾浜名月									
尾浜名月									
尾浜名月 (集)									
尾浜名月									
名神町南 (集)									
名神町南								1	
名神町南									
名神町北									
名神町北									
名神町北									
名神町北									
名神町北									
名神町北 (集)								1	
昭和通 2 丁目改良 (集)			1						
築地本町改良 (集)									
築地本町改良					1				
築地本町改良									
築地本町改良					1				
築地南浜改良 (集)								1	13
築地南浜改良									
築地南浜改良 (集)									
西本町 (集)		1							
大物 (集)									
築地改良 (集)			1						26
東難波 (集)									
東難波									
南武庫之荘 (集)									
南武庫之荘									
南武庫之荘									
南武庫之荘									
南武庫之荘									
南武庫之荘12丁目改良									
南武庫之荘12丁目改良 (集)									
南武庫之荘改良 (集)			2						
南武庫之荘改良									
南武庫之荘改良								1	
南武庫之荘改良		1							
南武庫之荘改良 (集)	1								
南武庫之荘改良		1							
南武庫之荘改良	1								
南武庫之荘改良		1							
南武庫之荘改良									
南武庫之荘改良									
南武庫之荘改良		1							
南武庫之荘改良									
南武庫之荘改良 (集)			1						
南武庫之荘改良									
南武庫之荘改良								1	
南武庫之荘改良								1	
南武庫之荘改良									
南武庫之荘改良		1							
南武庫之荘改良									
南武庫之荘改良								1	
南武庫之荘改良 (集)									
南武庫之荘改良									
南武庫之荘改良									
7	7	13	6	1	4	0	1	7	39

消防用設備等点検対象住宅一覧表
 ((集)の表示のある棟は、集会所の消防設備を含む)

(南部地域)

住 宅 名	自 動 火 災 報 知 設 備								
	複受信機	発信器	表示灯	ベル	各戸音響	差動S P	定温S P	煙感知器	アナログ感知器
水堂第1(集)									
水堂第1									
水堂第2(集)									
水堂第3(集)									
水堂浜浦(集)									
東七松									
東七松(集)									
南七松									
南七松									
南七松(集)									
南七松									
尾浜第1(集)		7	7	7				1	
尾浜第2(集)									
尾浜第3		5	5	6		74	72	1	
尾浜第3		6	6	7		81	116	1	
尾浜第3(集)		3	3	3		49	41	2	
尾浜第3									
尾浜名月									
尾浜名月									
尾浜名月(集)									
尾浜名月									
名神町南(集)									
名神町南		1	1	2		12	16	5	
名神町南									
名神町北									
名神町北									
名神町北									
名神町北									
名神町北									
名神町北(集)		10	10	10		60	60		
昭和通2丁目改良(集)				1	40	54	1	18	
築地本町改良(集)									
築地本町改良					88	31	0	19	
築地本町改良									
築地本町改良			2		77	20	2	17	
築地南浜改良(集)				13	60	26		5	
築地南浜改良									
築地南浜改良(集)									
西本町(集)		15	15	15		265	225	26	
大物(集)									
築地改良(集)				9	121	103	1	60	
東難波(集)									
東難波									
南武庫之荘(集)									
南武庫之荘									
南武庫之荘									
南武庫之荘									
南武庫之荘									
南武庫之荘12丁目改良									
南武庫之荘12丁目改良(集)									
南武庫之荘改良(集)	3	23	23	63		38	7	15	
南武庫之荘改良									
南武庫之荘改良		3	3	3		61	42		
南武庫之荘改良		10	10	10		168	120		
南武庫之荘改良(集)		9	9	9		159	118		
南武庫之荘改良		10	10	10		168	120		
南武庫之荘改良		8	8	8		160	120		
南武庫之荘改良		10	10	10		168	120		
南武庫之荘改良									
南武庫之荘改良									
南武庫之荘改良		10	10	10		119	148	3	
南武庫之荘改良									
南武庫之荘改良									
南武庫之荘改良(集)		22	22	22		51	11	5	
南武庫之荘改良									
南武庫之荘改良		3	3	3		45	45		
南武庫之荘改良		5	5	5		68	51	1	
南武庫之荘改良									
南武庫之荘改良		17	17	18		241	268	10	
南武庫之荘改良									
南武庫之荘改良		4	4	4		68	48		
南武庫之荘改良(集)									
南武庫之荘改良									
南武庫之荘改良									
	5	293	310	513	1,236	2,698	1,971	374	0

消防用設備等点検対象住宅一覧表
 ((集)の表示のある棟は、集会所の消防設備を含む)

(南部地域)

住 宅 名	非 常 警 報 設 備					誘導灯及 誘導標識	連結送水管		
	操作部	予備電源	ベル	ランプ	発信機		送水口	放水口	格納箱
水堂第1(集)									
水堂第1									
水堂第2(集)	1	2	11	16	16	1			
水堂第3(集)	1	2	11	16	16	1			
水堂浜浦(集)									
東七松	1	1	5	5	10				
東七松(集)	1	2	6	6	11				
南七松									
南七松									
南七松(集)		1	1	1	1	2			
南七松									
尾浜第1(集)							1	5	
尾浜第2(集)		5	5	5	5	1			
尾浜第3									
尾浜第3									
尾浜第3(集)									
尾浜第3		3	3	3	3				
尾浜名月									
尾浜名月									
尾浜名月(集)		1	1	1	1	2			
尾浜名月									
名神町南(集)		21	21	21	21		1	9	
名神町南	1	1	10	10	10	1	1	10	1
名神町南		4	4	4	4				
名神町北									
名神町北									
名神町北									
名神町北									
名神町北									
名神町北(集)		1	1	1	1				
昭和通2丁目改良(集)		1	22			6	1	13	1
築地本町改良(集)		7	7	7	7	9			
築地本町改良		0	10	0	2	5	1	11	2
築地本町改良		6	6	6	6	7			
築地本町改良		1	28	0	0	5	1	11	2
築地南浜改良(集)	1	2	25	13	13	1			
築地南浜改良		5	10	5	5				
築地南浜改良(集)		6	11	6	6				
西本町(集)		1	1	1	1	28			
大物(集)		6	6	6	6				
築地改良(集)						58	1	11	
東難波(集)		1	1	1	1				
東難波									
南武庫之荘(集)						1			
南武庫之荘									
南武庫之荘									
南武庫之荘									
南武庫之荘									
南武庫之荘12丁目改良									
南武庫之荘12丁目改良(集)		1	1	1	1	2			
南武庫之荘改良(集)						18	1	11	2
南武庫之荘改良		6	6	6	6				
南武庫之荘改良									
南武庫之荘改良							1	3	
南武庫之荘改良(集)						1	1	2	
南武庫之荘改良								3	
南武庫之荘改良									
南武庫之荘改良									
南武庫之荘改良		10	10	10	10				
南武庫之荘改良		8	8	8	8				
南武庫之荘改良									
南武庫之荘改良		8	16	8	8		1	7	
南武庫之荘改良	1	1	10	10	10				
南武庫之荘改良(集)		1	1	1	1	23	1	11	1
南武庫之荘改良	1	1	5	5	5				
南武庫之荘改良									
南武庫之荘改良									
南武庫之荘改良		3	3	3	3				
南武庫之荘改良						20			
南武庫之荘改良									
南武庫之荘改良									
南武庫之荘改良(集)		1	1	1	1	1			
南武庫之荘改良									
南武庫之荘改良									
	19	193	470	388	391	362	38	336	35

消防用設備等点検対象住宅一覧表
((集)の表示のある棟は、集会所の消防設備を含む)

(南部地域)

[illegible]

消防用設備等点検対象住宅一覧表
((集)の表示のある棟は、集会所の消防設備を含む)

(南部地域)

[illegible]

市営住宅連結送水管加圧試験予定表(北部)

No. 1

[illegible]

市営住宅連結送水管加圧試験予定表(南部)

No. 1

[illegible]

防火対象物点検対象住宅一覧(南部)

	住 宅 名	住 所	行政地区
1	常光寺改良住宅	常光寺3-6-1	小田地区
2	小田北改良住宅	西川2-44	小田地区

店舗付き市営住宅一覧表

	住宅名	棟	住戸数	空住戸	店舗数	住民数	店舗収容 人員	施設の 収容人員	備 考
1	築地本町改良住宅	1	16	1	8	30	32	62	
2	築地本町改良住宅	3	16	1	7	30	9	39	
3	常光寺改良住宅	1	252	90	29	324	86	410	防火対象物点検報告対象
4	小田北改良住宅	1	107	10	12	194	50	244	300人未満であるが念のため
5	小田北第2改良住宅	1	12	2	5	20	15	35	
6	戸ノ内浜西改良住宅	1	16	1	6	30	27	57	
7	戸ノ内浜西改良住宅	2	24	3	4	42	24	66	
8	戸ノ内浜西改良住宅	5	16	4	6	24	18	42	
9	戸ノ内浜西改良住宅	6	20	3	4	34	27	61	
10	口田中西住宅	1	48	5	18	86	129	215	
11	南武庫之荘改良住宅	1	200	100	1	200	497	697	防火対象物点検報告対象
12	南武庫之荘改良住宅	2	26	4	2	44	0	44	
13	南武庫之荘改良住宅	3	26	1	2	50	0	50	
14	南武庫之荘改良住宅	4	30	4	8	52	15	67	
15	南武庫之荘改良住宅	6	40	5	8	70	39	109	
16	南武庫之荘改良住宅	8	40	6	8	68	58	126	
17	南武庫之荘改良住宅	11	36	6	9	60	24	84	
18	南武庫之荘改良住宅	15	30	5	2	50	6	56	
19	南武庫之荘改良住宅	17	16	4	4	24	15	39	
20	南武庫之荘改良住宅	19	64	4	14	120	102	222	
21	南武庫之荘改良住宅	21	16	4	4	24	30	54	

注1:住民数は、空家でない住戸数に2.0を乗じた数。

注2:店舗収容人員は、現在実際に営業している店舗のおおよその収容人数の合計。

※店舗付き住宅のうち、収容人員が300人以上の場合は、防火対象物点検報告対象になる。

住宅名		店舗種類	面積	収容人数	消防方式	備考
築地本町改良1棟	1	空き店舗	46.96	0	16	
	2	お好み焼き	46.96	20	16	
	3	空き店舗	46.96	0	16	
	4	弁当屋	46.96	3	16	
	5	コインランドリー	46.96	6	16	
	6	空き店舗	46.96	0	16	
	7	空き店舗	46.96	0	16	
	8	タバコ屋	46.96	3	16	
	合計			32	128	
築地本町改良3棟	1	クリーニング屋	46.96	6	16	
	2	空き店舗	46.96	0	16	
	3	空き店舗	46.96	0	16	
	4	空き店舗	46.96	0	16	
	5	空き店舗	46.96	0	16	
	6	空き店舗	46.96	0	16	
	7	肉屋	46.96	3	16	
	合計			9	112	
常光寺改良（L）	1	空き店舗	23.75	0	8	
	2	スナック	19	15	7	
	3	空き店舗	19	0	7	
	4	縫製工場	19	3	7	
	5	マッサージ	19	6	7	
	6	空き店舗	19	0	7	
	7	お好み焼き	19	15	7	
	8	クリーニング店	19	6	7	
	9	空き店舗	19	0	7	
	10	パーマ屋	19	6	7	
	11	空き店舗	54.15	0	19	
	12	空き店舗	35.15	0	12	
	13	空き店舗	19	0	7	
	14	空き店舗	22.29	6	8	
	15	空き店舗	24.6	0	9	
	16	空き店舗	29.81	0	10	
	17	タバコや	21.5	3	8	
	18	ガラス屋	20.5	3	7	
	19	空き店舗	11	0	4	
	20	空き店舗	38.69	0	13	
	21	空き店舗	16.32	0	6	
	22	空き店舗	16.09	0	6	
	23	空き店舗	13.57	0	5	
	24	空き店舗	18.04	0	7	
	25	空き店舗	7.35	0	3	
	26	印刷屋	28.62	3	10	
	27	印刷屋	63.06	5	22	
	28	お好み焼き	38.12	15	13	
	29	空き店舗	14.45	0	5	
	合計			86	245	

住宅名		店舗種類	面積	収容人数	消防方式	備考
小田北改良	1	針灸	29.79	6	10	
	2	空き店舗	28.37	0	10	
	3	パーマ屋	28	6	10	
	4	ガラス工芸店	28	10	10	
	5	空き店舗	28	0	10	
	6	空き店舗	28	0	10	
	7	空き店舗	28	0	10	
	8	事務所	28	6	10	
	9	喫茶店	28	12	10	
	10	空き店舗	28	0	10	
	11	スナック	23.06	10	8	
	12	空き店舗	26.41	0	9	
	合計			50	117	
第2小田北改良	1	空き店舗	32.94	0	11	
	2	牛乳販売店	32.94	3	11	
	3	空き店舗	32.94	0	11	
	4	パン屋	32.94	6	11	
	5	パーマ屋	32.94	6	11	
	6	空き店舗	32.94	0	11	
	合計			15	66	
浜戸西1棟改良	1	飲食店	37.14	15	13	
	2	空き店舗	37.14	0	13	
	3	針灸	37.14	6	13	
	4	パン屋	37.14	6	13	
	合計			27	52	
浜戸西2棟改良	1	空き店舗	37.14	0	13	
	2	空き店舗	37.14	0	13	
	3	ペットショップ	37.14	6	13	
	4	パーマ屋	37.14	6	13	
	5	理髪店	37.14	6	13	
	6	パン屋	37.14	6	13	
	合計			24	78	
浜戸西5棟改良	1	事務所	37.14	6	13	
	2	畳屋	37.14	3	13	
	3	縫製工場	37.14	3	13	
	4	事務所	37.14	6	13	
	合計			18	52	
浜戸西6棟改良	1	空き店舗	37.14	0	13	
	2	スナック	37.14	15	13	
	3	事務所	37.14	6	13	
	4	空き店舗	37.14	0	13	
	5	事務所	37.14	6	13	
	合計			27	65	

住宅名		店舗種類	面積	収容人数	消防方式	備考
口田中西１棟	1	携帯電話屋	34.95	6	12	
	2	パーマ屋	35.22	6	12	
	3	本屋	34.95	6	12	
	4	お好み焼き	34.95	15	12	
	5	食堂	35.22	15	12	
	6	肉屋	34.95	3	12	
	7	空き店舗	34.95	0	12	
	8	自転車屋	35.22	3	12	
	9	事務所	34.95	6	12	
	10	お好み焼き	34.95	15	12	
	11	食堂	35.22	15	12	
	12	空き店舗	34.95	0	12	
	13	新聞販売店	34.95	6	12	
	14	酒屋	35.22	6	12	
	15	空き店舗	34.95	0	12	
	16	パーマ屋	34.95	6	12	
	17	事務所	35.22	6	12	
	18	喫茶店	34.95	15	12	
	合計			129	216	
1 改南棟良武	1	スーパー等	1,491		497	
2 改南棟良武	1	空き店舗	30.08	0	11	
	2	空き店舗	31.84	0	11	
	合計			0	22	
3 改南棟良武	1	お好み焼き	28.08	15	10	
	2	空き店舗	28.08	0	10	
	合計			15	20	住宅と別棟
南武改良４棟	1	空き店舗	28.08	0	10	
	2	空き店舗	28.08	0	10	
	3	空き店舗	28.08	0	10	
	4	事務所	28.08	6	10	
	5	パーマ屋	28.08	6	10	
	6	お好み焼き	28.08	15	10	
	7	事務所	28.08	6	10	
	8	事務所	28.08	6	10	
	合計			39	80	
南武改良６棟	1	焼肉屋	28.08	15	10	
	2	焼肉屋	28.08	15	10	
	3	事務所	28.08	6	10	
	4	事務所	28.08	6	10	
	5	空き店舗	28.08	0	10	
	6	焼肉屋	28.08	15	10	
	7	空き店舗	28.08	0	10	
	8	空き店舗	28.08	0	10	
	合計			57	80	
南武改良８棟	1	パン屋	28.08	3	10	
	2	事務所	28.08	6	10	
	3	食堂	28.08	15	10	
	4	すし屋	28.08	10	10	
	5	お好み焼き	28.08	15	10	
	6	てんぷら販売	28.08	3	10	
	7	空き店舗	28.08	0	10	
	8	クリーニング	28.08	6	10	
	合計			58	80	
	1	空き店舗	29.96	0	10	

住宅名		店舗種類	面積	収容人数	消防方式	備考
南武 改良 1 1 棟	2	事務所	28.83	6	10	
	3	事務所	28.83	6	10	
	4	空き店舗	28.83	0	10	
	5	事務所	28.83	6	10	
	6	空き店舗	28.83	0	10	
	7	空き店舗	28.83	0	10	
	8	空き店舗	28.83	0	10	
	9	事務所	29.96	6	10	
	合計			24	90	
1 5 棟 改良南武	1	パーマ屋	32.22	6	11	
	2	空き店舗	30.43	0	11	
	合計			6	22	
1 7 棟 改良南武	1	空き店舗	29.56	0	10	
	2	お好み焼き	28.08	15	10	
	3	空き店舗	28.08	0	10	
	4	空き店舗	29.56	0	10	
	合計			15	40	
南武 改良 1 9 棟	1	マッサージ	30.78	5	11	
	2	空き店舗	29.34	0	10	
	3	空き店舗	29.34	0	10	
	4	焼肉屋	29.34	15	10	
	5	カラオケ屋	29.34	10	10	
	6	空き店舗	29.34	0	10	
	7	事務所	29.34	6	10	
	8	弁当屋	29.34	3	10	
	9	ケーキ屋	29.34	3	10	
	10	カラオケ屋	29.34	10	10	
	11	居酒屋	56.04	20	19	
	12	事務所	56.04	10	19	
	13	食堂	56.04	20	19	
	14	空き店舗	31.01	0	11	
	合計			102	169	
2 1 棟 改良南武	1	居酒屋	29.16	15	10	
	2	お好み焼き	28.4	15	10	
	3	空き店舗	28.4	0	10	
	4	空き店舗	29.16	0	10	
	合計			30	40	

上水道設備保守管理業務委託仕様書

一般共通事項

1 適用範囲

この仕様書は、尼崎市営住宅等指定管理者（以下、「指定管理者」という。）の行う保守管理業務（上水道設備）に適用する。

2 目的

この管理業務委託仕様書は、尼崎市営住宅に水質基準に適合した水を供給するため、貯水槽、給水配管などを衛生的に管理し、給水ポンプの点検整備等を定期的に行い、適切な設備管理を実施する目的により行うものである。

3 仕様書の適用、疑義

上水道設備保守管理業務委託は、別紙の保守管理業務実施要領および上水道設備点検表に基づき、厳正かつ慎重に行うこと。

仕様書、保守管理業務実施要領に疑義を生じた場合は、書面をもって尼崎市営住宅指定管理者に通知し、確認を受けること。

4 技術者名簿の提出

保守管理業務を担当する技術者については、専門別に氏名、資格、担当業務を記載した名簿を指定管理者に提出すること。

5 居住者への対応

保守管理業務を実施する場合は、実施中に居住者に不審を抱かせないように、掲示板等により施設に業務概要を掲示すること。

また業務に従事する者は、腕章等身分を明らかにするものを着用するとともに、服装、言動等、格別の注意を払うこと。特に設備の状況等については、指定管理者以外の者に知らせないように注意を払うこと。

6 業務実施確認

業務実施に際して住宅施設ごとに点検表を用意し、実施日、特記事項等を記入すること。

業務実施に際して不良品、破損品、消耗品等の交換が必要な場合、点検表に記入するとともに、指定管理者に写真、修理依頼書等を提出すること。

業務管理

1 業務計画

保守管理業務を行うについて、3月に1度業務予定表（実施工程）を提出すること。

2 機器の性能

保守管理業務を行うについて、使用する機器については、J I Sマーク表示品を使用すること。

3 施設の管理

各住宅施設管理においては、労働基準法等その他関係法規に従って良好に管理し、施設の整理清掃、安全対策、火災の予防事故の対処に付いて、十分な措置をとること。

各住宅施設管理において、業務実施が困難であると思われる場合は、指定管理者に通知を行うこと。

4 現状復旧の義務

保守管理業務を行う際に、既設物等に損傷を与えた場合は、遅滞なく指定管理者に連絡するとともに、その指示に従い、管理業務者の負担において原状に復旧すること。

保守管理業務

1 業務内容

市営住宅上水道設備の点検整備により、常に正常な状態で上水道設備を維持出来るように次の業務を行い、施設の良い保守管理に努めること。

① 通常点検

保守管理業務実施要領の項目について、毎月1回の点検・整備等を行うこと。

② 精密点検

保守管理業務実施要領の項目について、3ヶ月に1回（4・7・10・1月）の点検、整備、分解等を行うこと。

③ 特別点検

保守管理業務実施要領の項目について、1年に1回（4～6月）点検、整備等を行うこと。

④ 緊急時の対応

保守管理上の瑕疵、突発事故等については、昼夜を問わず緊急出動出来るよう、修繕体制を取る。

⑤ 貯水槽の点検

通常点検以外において、年1回貯水槽の点検を行うこと。

点検箇所（受水槽、高架水槽。不良箇所については、報告のこと）

A 貯水槽の天井、底および周壁（目視点検等）。

B マンホールの状況（腐食等異常の有無）。

C 通気管、オーバーフロー管の状況（破損、防虫網の破れ等異常の有無）。

2 点検、調整

本業務の点検、調整は次のとおりである。

① 給水ポンプ運転中の異音および発熱の有無、芯ずれ調整

② ポンプ圧力計の作動、圧力値の確認

③ ポンプグランドパッキンの調整

④ ポンプ潤滑油の点検、補給

⑤ 定水位弁およびパイロット弁の作動確認、調整

⑥ 定水位弁のピストン等の清掃、調整

⑦ 受水槽の電極棒、電磁ホルダーの点検、作動確認

⑧ 給水設備全般における取付ビス、ボルト、ナット類の点検

⑨ 操作盤、警報機盤等のスイッチ、パイロットランプ、電球等の作動確認

⑩ ポンプ室等の室内灯、表示灯の点灯確認

⑪ オーバーフロー管、通気管の防虫網の有無確認

3 設備異常時の対応

保守管理業務実施中において機器の異常を認めた場合、即時点検を行い、本仕様書の範囲を超える設備の修理並びに異常が発見されたときは、指定管理者に連絡し、指示をうけること。

4 仕様範囲外の対応

保守管理業務受託期間中においては、本仕様書の範囲を超える、機器の異常、設備の修繕、施設の修理等についても、指定管理者の要請があれば昼夜を問わず出動可能な体制を整えること。

なお、仕様範囲外の修繕等の費用については、別途支払うものとする。

5 連絡網

本業務受託決定後は直ちに連絡体制の整備を行い、突発事故、機器の異常、設備の修繕、施設の修理等に即時対応できるように昼夜間の連絡網を作成し、指定管理者に提出すること。

6 提出書類

- ① 技術者名簿（本業務従事者）
- ② 予定表（実施工程）
- ③ 連絡簿（昼夜間連絡網）
- ④ 上水道設備点検表（3ヶ月毎）
- ⑤ 報告書（通常、精密、特別点検時に異常がある場合）

7 特記事項

- ① 各住宅引込線または受電室より分岐している各幹線ブレーカーについて、受託者は年1回点検を実施すること。また、指定管理者が保安上その他の理由で必要と認めたとき、次の各項目について点検すること。

＜腐食、損傷、変形、亀裂、接触過熱、緩み、異臭、水分＞

- ② 指定管理者と緊急時に対処方法を協議出来るように、携帯電話等の連絡手段を措置すること。

以 上

上 下 水 道 設 備 保 守 管 理 業 務 実 施 要 領

区 分		点 検 箇 所	点 検 方 法	判 定 の 目 安	異 状 時 の 処 置
付 帯 設 備	通常	貯水槽の点検 水槽蓋・錠 水槽水漏れ 防虫網の点検	開 閉 目 視 目 視	錠の開閉困難・蓋不良 水漏れ 穴あき・破損	錠取替（市支給）
	通常	ポンプ室の点検 室内灯・表示灯	点 灯 点 灯	球切れ 接触不良・破損・球切れ	修理・異常の連絡
	通常	操作盤スイッチ電球 その他設備の保守管理を 必要と認められる部分	目 視		
	通常	ポンプ室内配管 水漏れ 配管接続・取り付け	目 視 ハンマー等による殴打	水漏れ 固定がされているか	応急修理 応急修理 修理・異常の連絡
備	精密	市水道流入量 メーター読みによる （単位：m ³ /min） 点検表に記入	測 定	水量に変動の有無	水量に大幅な変動があれば連絡
	通常	警報盤の点検 スイッチ・ブザー 表示灯	点灯・作動	接触不良 球切れ	修理の連絡
給 水 ポ ン プ	通常	ポンプ運転状況 （ポンプ運転中の異音および発熱の有無） 騒音（単位：ホン） 点検表に記入	五感および 測定器 計器：リョウ NA-09 同等品	簡易指示騒音計により測定 通常安定運転時より高い異常値が出たとき	芯ずれ等調整整備
		発熱（単位：℃） 点検表に記入	計器：横河ポケット温度計 2542 同等品	ポータブル温度計により測定 ・発熱部に接触温測 外気温度＋40℃以下 最高80℃以下	修理の連絡 （カップリング両面の間隔調整）
		振動（単位：C/S） 点検表に記入	計器：安立 MCV020 同等品	マシーンチェッカーにて軸受の中心線付近で計測	応急修理
		異音	計 器	故障探知機による聴診診断で異状音の確認	応急修理 修理の連絡
ン プ	通常	ポンプ圧力計の圧力値 （単位：Mpa） 点検表に記入	測 定	圧力値が正常かどうか 通常安定運転時の圧力と変動がないか	機器不良時応急修理 修理の連絡
	特別	ポンプ吐出圧力 （単位：Mpa） 点検表に記入	圧力値測定	ポンプ吐出弁を全開し、ポンプ 出口圧力計の指示値をポンプ 特性性能曲線と比較 （全閉時間は3分以内）	速やかに報告

上 下 水 道 設 備 保 守 管 理 業 務 実 施 要 領

区 分		点 検 箇 所	点 検 方 法	判 定 の 目 安	異 状 時 の 処 置
給 水 ポ ン プ	精密	ポンプグランドパッキン	計量カップ	計量カップにて漏れ量測定 グランドパッキンの漏れ量を 毎月比較	締め付け調整 調整不能時、修理の 連絡
	通常	チャッキ弁作動状況	回転確認	マニュアル操作で送水をスト ップさせたときのポンプの回 転が逆転する時	分解整備
	通常 特別	ポンプ潤滑油	油量確認	ローレベル以下の時 年に 1 回	潤滑油補給
配 管	通常	定水位弁 パイロットバルブ	作動確認	パイロットバルブ操作による 定水位弁の作動確認 自然停止による定水位弁の作 動確認	調整 修理の連絡
	精密	定水位弁 内部ピストン	分 解	定水位弁分解の上シリンダー ・ピストンの錆・水垢等の清 掃（耐水ペーパー等） ピストンの作動確認 定水位弁作動確認・調整	不良腕皮取替 修理の連絡
電	通常	電極および電極ホルダー	目 視	破損・腐食・ビス等不足	修理の連絡
	精密	ポンプ制御盤の液面制御 作動確認 電極 6 1 F リレー 交互リレー	電極脱着 電極脱着	貯水槽電極の脱着による起動 確認（5 回以上操作） 6 1 F フロートなしスイッチ 作動不安定時	電極棒・電極ホルダ ーの清掃 修理の連絡
	通常	絶縁抵抗（単位：MΩ） 点検表に記入	測 定	500Vメガ計による絶縁抵抗の 測定 （0. 2 MΩ 以上）	不良箇所応急修理 修理の連絡
気	通常	モーター電流計 電流値の確認（単位：A） 点検表に確認	電 流 計 クランプメー ター	操作盤およびクランプメータ ーで電流値を測定 両者を比較 電動機の定格出力以下である こと	メーター不良時連絡 カップリング切分け しモーターの電流確 認を行う 修理の連絡

上水道設備点検表

住宅名		住宅 棟用ポンプ		精密点検	年 月 日		点検者	印	通常点検	年 月 日		点検者	印	通常点検	年 月 日		点検者	印			
		ポンプ型式 台			担当立合者					担当立合者					担当立合者						
		点検項目	点検方法		判 定			特記事項	判 定			特記事項	判 定			特記事項					
付帯施設	通	受水槽 高架水槽	水槽蓋	開 閉	受	良	否	高	良	否		受	良	否	高	良	否				
		ポンプ室	水槽水漏	目 視	受	良	否	高	良	否		受	良	否	高	良	否				
			防虫網	目 視	受	良	否	高	良	否		受	良	否	高	良	否				
			その他	目 視		良	否					良	否								
		配管 バルブ	水漏れ等	目 視		良	否					良	否								
	精	市水道流入量(L/M)	量水器	測 定							*	*	*	*	*	*	*	*			
給水ポンプ	通	運転騒音(db)	騒音計	精 測定	1			2			1	良	否	2	良	否	1	良	否		
		ポンプ振動(cm/s)	騒音計	精 測定	1			2			1	良	否	2	良	否	1	良	否		
		ポンプ圧力	圧力計	測 定	1			2			1			2			1				
	精	ポンプグランドパッキン	漏れ量	目 視	1	良	否	2	良	否		*	*	*	*	*	*	*	*		
	通	チャッキ弁作動状況	圧力回転	目 視	1	良	否	2	良	否		1	良	否	2	良	否	1	良	否	
		軸受(OIL年1回取替)	油温過熱	温 測	1	良	否	2	良	否		1	良	否	2	良	否	1	良	否	
		その他		目 視	1	良	否	2	良	否		1	良	否	2	良	否	1	良	否	
F号	通	F号 パイロットバルブ	作動	目 視	1	良	否	2	良	否		1	良	否	2	良	否	1	良	否	
	精	F号パイロット 作動状況	清掃取替	分 解	1	良	否	2	良	否		*	*	*	*	*	*	*	*		
電気	通	電気ホルダー	取付状況	目 視	受	良	否	高	良	否		受	良	否	高	良	否		受	良	否
		精	液面リレー作動状況	電極リレー	操 作	受	良	否	高	良	否		*	*	*	*	*	*	*	*	
			絶縁抵抗(MΩ)	メガー計	測 定	1			2				*	*	*	*	*	*	*	*	
	通	警報盤	作動	確 認	正	良	否	副	良	否		正	良	否	副	良	否		正	良	否
		モーター電流(A)	電流計	精 対比	1			2				1			2			1			
		その他		目 視		良	否					良	否					良	否		

消耗部品不良は即取替、左記以外部品取替は即連絡のこと(F号=1・東又は南 2・西又は北 モーター電流値(精)=上段クランプ値)

市営住宅貯水槽・給水ポンプ施設一覧表

(北部地域)

対 象 住 宅		槽 数		ポンプ台数 (基)
名 称	所 在 地	受水槽	高架水槽	
塚口第1	塚口本町6-21	1	2	4
上ノ島第3	南塚口町7-30	1	1	2
上ノ島第4	上ノ島町1-39	1	1	2
上ノ島第5	南塚口町8-43	1	1	2
野上	上ノ島町3-3	1	1	2
時友ナガヲサ	武庫之荘9-10	1	2	4
西昆陽ヨウダ	西昆陽1-22	1	2	4
昆陽の台	西昆陽2-21	1	0	タンクレス
口田中改良	口田中1-20	1	2	4
東園和	東園田町7-1	1	2	2
口田中東	口田中1-14	2	3	6
戸ノ内浜西改良	戸ノ内町5-3	3	7	16
上食満魚取第1	食満1-3	1	1	2
口田中西	口田中1-21-1	2	2	4
上食満	食満5-5	1	0	加圧給水
		19	27	54

市営住宅貯水槽・給水ポンプ施設一覧表

(南部地域)

対 象 住 宅		槽 数		ポンプ台数 (基)
名 称	所 在 地	受水槽	高架水槽	
常光寺改良	常光寺3-6	0	2	タンクレス
常光寺第2改良	常光寺1-3-1	1	1	2
西長洲	西長洲町2-7	1	2	4
高田	高田町5	3	3	6
神崎	神崎町17	2	4	8
浜つばめ	浜1-4	2	3	6
常光寺北	常光寺1-3-2	1	1	2
西川第3	西川2-5	1	1	2
西川	西川1-5	1	2	2
潮江第1	潮江1-4-4	1	1	2
潮江第2	潮江1-7-1	1	1	2
今北改良(3・4号棟)	西立花町3-17	1	1	2
稲葉荘	稲葉荘4-14	1	2	4
今北改良(鳥林)	西立花町5-7	2	2	4
大庄	大庄中通5-1	2	2	4
今北三十六	稲葉元町3-17	2	5	10
今北	西立花町4-1	5	5	10
名神北	名神町1-15	3	3	6
名神南	名神町2-2	1	2	4
南武庫之荘	南武庫之荘12-1	4	5	10
南武庫之荘改良	南武庫之荘11-11	14	18	34
		49	66	124

上水道設備保守管理業務委託（タンクレス）仕様書

1 一般事項

- 1 本仕様書並びに尼崎市営住宅等指定管理者（以下、「指定管理者」という。）の指示に従い、かつ積極的に保守管理業務を遂行すること。
- 2 尼崎市営住宅上水道設備（以下「設備」という。）を月 1 回点検整備（小修理を含む）し、正常な状態に保全すること。
ただし、次に掲げる実施要領に従い精密点検整備を 4, 7, 10, 1 月に、通常点検整備を 5, 6, 8, 9, 11, 12, 2, 3 月に実施すること。
- 3 万一、突発事故が発生したときは、至急事故または故障の原因を調査確認のうえ応急処理及び修理を行い、指定管理者に報告すること。

2 保守業務実施要領

次に掲げる各項目について、点検整備すること。

(1) 給水ポンプ関係

- *ア ポンプ運転中の異音及び発熱の有無、芯ずれ調整
- *イ ポンプ圧力計の作動確認、圧力値
- *ウ ポンプモーター電流計の作動確認、電流値
- エ ポンプグランドパッキンの調整
- オ ポンプ潤滑油の点検補給
- *カ 定水位弁の作動確認、調整
- *キ ポンプ室内配管水漏れ点検
- ク チャッキ弁、フート弁作動確認
- ケ ポンプ制御盤の液面制御作動確認
- コ 受水槽の電極作動確認
- サ 絶縁抵抗の測定
- シ その他設備の保守管理上必要と認められる箇所

(2) 水槽の点検

受水槽の蓋の点検

すべての項目について精密点検整備を行い、*印について通常点検整備を行うこと。

(3) 給排水設備の 24 時間体制緊急修繕（水漏れ等に対する応急修理）

3 連絡事項

- (1) 点検整備（精密及び通常）後、速やかに指定管理者に報告書を 1 部提出すること。
- (2) 点検整備中に、本仕様書の範囲を超える設備の修理並びに異常が発見されたときは、指定管理者の指示に従うこと。
- (3) 受託者は、緊急修繕の必要が生じたときはいつでも出動できる体制を整えておくこと。（24 時間体制の担当者名簿、緊急連絡体制表等を指定管理者に提出すること。）
- (4) 管理台帳の作成、整備
上水道設備の管理台帳を作成、整備すること。（別途指示する。）

以 上

上水道設備保守管理業務(タンクス)対象住宅一覧表

(北部地域)

対象住宅	台数	メンテナンス業者
額田 1～3棟	2	川本サービス㈱
時友長ノ手 1～3棟	6	㈱荏原製作所
宮ノ北 A～C棟	10	川本サービス㈱
時友 1～2棟	6	川本サービス㈱
西昆陽	3	川本サービス㈱
昆陽の台	4	㈱荏原製作所
上ノ島第1	2	川本サービス㈱
上ノ島第2	2	川本サービス㈱
東富松 1～2棟	2	川本サービス㈱
富松北 1～2棟	2	川本サービス㈱
友行西カイチ	2	川本サービス㈱
東園田8丁目改良	3	川本サービス㈱
戸ノ内改良 2棟	2	川本サービス㈱
戸ノ内浜東 1～4棟	8	川本サービス㈱
口田中高層	6	川本サービス㈱
田能藻川 1～2棟	4	川本サービス㈱
上ノ島	4	川本サービス㈱
友行坪井 1～2棟	2	三菱電機システムサービス㈱
上食満 1～2棟	3	三菱電機システムサービス㈱
上食満 3棟	2	三菱電機システムサービス㈱
園和北	2	三菱電機システムサービス㈱
上食満魚取第2	2	三菱電機システムサービス㈱
若王寺	2	三菱電機システムサービス㈱
上坂部	2	三菱電機システムサービス㈱
	83	

上水道設備保守管理業務(タンクス)対象住宅一覧表

(南部地域)

	台数	メンテナンス業者
西本町	3	川本サービス(株)
築地改良	3	(株)荏原製作所
尾浜第2	2	(株)荏原製作所
水堂第1 1～2棟	2	(株)荏原製作所
水堂第2	2	(株)荏原製作所
水堂第3	2	(株)荏原製作所
尾浜名月 13・15・16棟	6	川本サービス(株)
水堂浜浦	2	川本サービス(株)
西川第2 1～2棟	3	川本サービス(株)
西川平七改良	3	(株)荏原製作所
小田北改良	3	川本サービス(株)
大物	2	川本サービス(株)
築地本町 2棟	3	川本サービス(株)
築地本町 4棟	3	川本サービス(株)
築地南浜 1棟	2	川本サービス(株)
築地南浜 2棟	2	川本サービス(株)
築地南浜 3棟	2	川本サービス(株)
昭和通2丁目	2	川本サービス(株)
潮江第3	2	川本サービス(株)
神崎北	2	川本サービス(株)
今福	2	川本サービス(株)
潮江	3	川本サービス(株)
久々知 1～2棟	4	川本サービス(株)
潮江北	3	川本サービス(株)
道意	2	川本サービス(株)
道意西	2	川本サービス(株)
元浜	2	川本サービス(株)
今北改良 1・2棟	3	川本サービス(株)
蓬川 1棟	6	川本サービス(株)
蓬川 2棟	3	川本サービス(株)
市立稲葉荘	2	川本サービス(株)
常光寺改良	6	川本サービス(株)
南七松 1～4棟	6	川本サービス(株)
稲葉荘北	6	川本サービス(株)
今北弓田 1～2棟	3	川本サービス(株)
長洲 1～6棟	12	川本サービス(株)
東七松 1～2棟	4	川本サービス(株)
東難波 1～2棟	4	川本サービス(株)
下坂部 1～2棟	2	三菱電機システムサービス(株)
尾浜第1	2	三菱電機システムサービス(株)
尾浜第3 1～4棟	8	三菱電機システムサービス(株)
名神町南 3棟	2	三菱電機システムサービス(株)
名神町北 6棟	2	三菱電機システムサービス(株)
南武12丁目改良 1～2棟	2	川本サービス(株)
南武改良 4棟	2	三菱電機システムサービス(株)
南武改良 9～10棟	2	川本サービス(株)
南武改良 14棟	3	川本サービス(株)
南武改良 15棟	2	川本サービス(株)
西長洲北	2	(株)テラルテクノサービス
(仮称)若草	8	川本サービス(株)
計	161	

貯水槽清掃業務仕様書

1 主 旨

市営住宅の貯水槽（受水槽及び高架水槽）の清潔保持を確保し、入居者の飲料水の水質の安全を確保するため貯水槽の清掃業務（以下「業務」という。）を実施する。

2 広 報

- (1) 作業日時は、尼崎市営住宅等指定管理者（以下、「指定管理者」という。）が、自治会及び管理人等と打合せのうえ決定し、これを厳守すること。また、決定次第、工程表を指定管理者に提出すること。
- (2) 管理人等と断水時間等を協議し、作業のため放水する水を出来る限り無駄にしないよう方法を講じること。
- (3) 広報ポスターを作成し実施する住宅の各階段、出入口及び掲示板等に掲示すること。エレベーターがある住宅については、エレベーターの内外にも掲示すること。

3 作業員の健康状態

- (1) 水槽の清掃に従事する作業員は、水道法第21条（健康診断）等により6か月ごとの健康診断を受けているが、特に伝染病保菌の有無を証明できる検便検査記録（清掃業務開始直前のもの）を清掃日前に提出すること。
- (2) 清掃当日、下痢をしている者は絶対に貯水槽の清掃業務をしてはならない。
なお、作業は3人以上で行うこと。

4 作業衣、作業器具

業務に使用する作業衣、作業器具（残水处理機、高圧洗浄器、揚水ポンプ、ブラシ、バケツ等）は、必ず貯水槽清掃専用のものとし、たとえ消毒しても排水槽、し尿浄化槽等のものと兼用してはならない。また、作業衣は有効塩素50ppmの濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒したものを着用すること。

5 全身の清潔及び長靴等の消毒

- (1) 業務実施にあたっては必ず入浴等によって全身を清潔に保ち、下着なども清潔なものに取替えるうえ作業すること。
- (2) 貯水槽の外には消毒液（有効塩素50ppmの濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液）を入れた容器を置いておき、作業者はその容器の中で長靴を消毒してから貯水槽内に入ること。

6 業務仕様

- (1) 貯水槽周辺及び槽上部の蓋の清掃を行う。
- (2) 槽の元栓バルブを閉止し、揚水ポンプを停止する。
- (3) 揚水ポンプ等により槽内の水を排水する。
- (4) 高圧洗浄機を用いて、壁面、底、天井、槽内パイプの汚れを除去する。沈積物の除去、浮遊

物質の排出、付着物質の除去も並行して行う。

- (5) 十分に汚れが落ちたのを確認し、排水用ポンプで使用済みの水を排水する。残留物がなくなるまで繰り返し排水を行う。
- (6) ウェス等で内部に残った水、槽内の錆、砂等の残留がなくなるまで拭き取った後、別添チェックシートにより槽内付属機器の点検を行い槽内のパイプ、トラップの防錆テーピング加工を実施する。併せてマンホールの蓋に防錆塗装を行う。
- (7) 貯水槽内の消毒を行う。消毒液は次亜塩素酸ナトリウム溶液（50 ppm ～ 100 ppm）を使用し、槽内（全壁面、床、天井）を噴霧器によって吹き付け、完全消毒する。
- (8) 消毒が終了して30～60分経過後、高圧洗浄による清掃を行い洗浄水を排水する。特に残水は完全に排水すること。
- (9) 貯水槽に給水し、ボールタップ等の自動定水位の作動を確認する。
- (10) 送水を行い、各種自動機器の作動点検を行う。また、軽微な修理については直ちに行う。
- (11) マンホール及びその蓋は、水槽の消毒、水洗と共に同様に処理し、水槽の残留塩素の測定後、密閉施錠する。
- (12) 貯水槽の清掃及び消毒が全部完了し、貯水槽に水を満水させた後、次の項目についての測定を行い、必要な数値であることを確認する。

（項目）		（基準）
遊離残留塩素		0.2 ppm 以上
色	度.....	5 度以下
濁	度.....	2 度以下
味		異常でないこと
臭	度.....	異常でないこと

色度、濁度、味、臭気について受託者で検査できない場合、尼崎市衛生研究所等水質検査機関で検査すること。

- (13) 高架水槽からの給水管系末端の水栓においても前記5項目の検査を行うこと。
- (14) 清掃業務により発生する沈澱物等の処理は、受託者において責任をもって処理すること。
- (15) その他関係法令等、特に（公財）日本建築衛生管理教育センターが指導する「建築物環境衛生維持管理要領」に基づいて清掃業務を行うこと。

7 留意事項

- (1) 錆、汚れ、付着物等を水洗いした後さらにブラシで汚れをよく落とす。汚れかたの状況によっては、洗浄機を使用し洗剤の混合した水を噴射して洗浄すること。

鉄筋コンクリート製貯水槽の多くは防水モルタル仕上げであるが、合成ゴムの膜板を張って完全防水を施しているものもあるので、清掃の際には、よく注意し、熱湯、蒸気等の高熱を与えないようにすること。

- (2) FRP製貯水槽の清掃

汚れ、付着物等を水洗いした後、さらにブラシで汚れをよく落とし、ウェスで拭きとる。汚れかたの状況によっては、洗浄機を使用し、洗剤の混合した水を噴射して洗浄すること。

内面が損傷しやすいので、清掃用機材の選択と取扱いに注意すること。劣化したFRP製貯水槽の内面には、ガラス繊維が突出していることがあるので、それらだけがをしないよう注意

すること。

- (3) 貯水槽の消毒液は、有効塩素 50～100ppm の濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液を使用すること。噴霧器（高圧洗浄機でもよい）で吹きつけを行う。

さらし粉の使用は厳禁する。

8 報告書及びチェックシートの提出

清掃業務が完了したときは、速やかに別紙の貯水槽清掃実施結果報告書及びチェックシートを作成し、清掃前、清掃後及び不良損傷箇所の写真を添付し、ファイルに整備のうえ指定管理者に1部提出すること。

9 遵守事項

- (1) 清掃業務に必要な以外の場所以外に立ち入り、またはその必要のない器物に触れてはならない。
- (2) 業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (3) ポスター掲示については、特に入居者に断水時間について周知徹底するよう配慮しなければならない。

10 その他

- (1) 別途指示する貯水槽については、別途用紙に受水槽、高架水槽の見取図を記載し、提出すること。
- (2) 水質検査の結果、飲料に適さない水が清掃業務を原因とした場合、再度清掃を実施すること。
- (3) 納付書により公営企業局へ納付し、その領収書の写しを指定管理者に1部提出すること。
- (4) 業務により、貯水槽等に破損が生じた場合は、受託者の負担をもって原状回復すること。

以 上

指 示 書

契約期間は次のとおりとする。

準備期間 (1 0 日間)	清掃・点検・水質検査期間 (4 0 日間)	整理期間 (1 0 日間)
-------------------	---------------------------	-------------------

1 準備期間

- (1) 作業員名簿全員の検便記録を提出すること。(業務開始直前のもの)

提出がなければ清掃業務を開始してはならない。
提出なしに開始することがあれば直ちに契約を解除する。

- (2) 自治会・管理人と十分打合せをすること。(ポスター等により広報の徹底を図ること。)

2 清掃・点検・水質検査期間

- (1) 日程表どおり忠実に業務を履行すること。(変更がある場合は必ず事前連絡すること。)
- (2) 清掃にあたっては、絶対貯水槽清掃専用車を使用のこと。(特に高層は高層用のものを使用のこと。)

違反があれば直ちに契約を解除する。

- (3) 写真は必ず同角度から撮影すること。(写真の撮り忘れのないよう特に留意すること。)
- (4) 水質に異常のあるときは、直ちに指定管理者の指示を受けること。

以 上

貯水槽清掃対象住宅一覧表

(北部地域)

対 象 住 宅				貯水槽容量(総容量)m3		貯水槽容量(有効容量)m3			
名 称	所 在 地	号棟	戸 数	受水槽	高架水槽	受水槽	高架水槽		
上ノ島第1	南塚口町8－33	1	15	13.6	タンクレス	11.1	タンクレス		
上ノ島第2	南塚口町8－3	1	16	13.6	タンクレス	11.1	タンクレス		
塚口第1	塚口本町6－21	1	18	13.6	1.7	11.3	1.4		
	塚口本町6－22	2	18		1.7		1.4		
上ノ島第3	南塚口町7－30	1	15	8.4	1.8	6.9	1.5		
上ノ島第4	上ノ島町1－39	1	20	12.9	2.7	8.3	2.0		
		2	2						
上ノ島第5	南塚口町8－43	1	6	8.7	2.5	7.0	1.5		
		2	6						
野上	上ノ島町3－3	1	136	68.6	26.2	59.8	17.1		
		2	20						
時友ナガラサ	武庫之荘9－10	1	30	27.6	3.3	21.4	3.1		
		2	20		2.2		2.0		
西昆陽ヨウダ	西昆陽1－22	1	20	44.0	4.5	34.0	3.6		
		2	20		4.5		3.6		
		3	20						
		4	20						
昆陽の台	西昆陽2－21	1	300	68.0	タンクレス タンクレス	61.2	タンクレス タンクレス		
友行坪井	武庫之荘6－14	1	52	44.0	タンクレス	32.4	タンクレス		
		2	28						
時友長ノ手	武庫之荘9－24－1	1	64	36.0	タンクレス	36.0	タンクレス		
	武庫之荘9－22－2	2	25	11.0	タンクレス	11.0	タンクレス		
	武庫之荘9－20－3	3	85	30.0	タンクレス	30.0	タンクレス		
友行西カイチ	武庫之荘8－7－3	1	24	10.5	タンクレス	10.5	タンクレス		
口田中	口田中1－20	1	30	35.6	3.8	29.0	3.5		
口田中改良		2	40		4.8		4.5		
東園和	東園田町7－1	1	103	50.0	7.0	41.0	5.9		
					7.0		5.9		
口田中東	口田中1－14	1	32	32.0	4.0	24.8	3.3		
		2	30		3.3		3.0		
		3	8		1.0		0.8		
園和北	東園田町3－74	1	29	18.0	タンクレス	13.9	タンクレス		
上食満魚取第1	食満1－3	1	56	60.0	15.0	51.0	12.4		
		2	56						
上食満魚取第2	食満2－8	1	40	21.1	タンクレス	17.6	タンクレス		
口田中西	口田中1－21－1	1	48	37.5	8.0	37.5	8.0		
	口田中1－23－2	2	50	32.4	7.5	32.4	7.5		
上食満	食満5－5	1	160	73.5	タンクレス	58.8	タンクレス		
		2	20						
		3	24					15.8	タンクレス
若王寺	若王寺2－2	1	36	23.6	タンクレス	16.0	タンクレス		
上坂部	上坂部2－21－1	1	40	27.0	タンクレス	14.5	タンクレス		
戸ノ内浜西改良	戸ノ内町5－3	1	16	71.0	5.0	59.8	3.7		
		2	24				3.7		
		3	40						
		4	36						
	戸ノ内町5－2	5	16	53.4	6.5	53.4	5.2		
		6	20				7.5	5.5	
	戸ノ内町5－4	7	50		4.5				4.5
		8	25						
	戸ノ内町5－11	9	30	16.7	4.5	13.2	2.7		
東園田8丁目改良	東園田町8－45－13	1	126	60.0	タンクレス	60.0	タンクレス		
計			2,165	1,044.1	150.5	892.6	121.0		
合計	27 住宅			容量 総計	1,194.6				

排水管清掃業務委託仕様書

1 業務の概要

市営住宅の排水管清掃は2年に一度実施し、共用部である縦管・横引管・会所については公費負担、枝管については入居者負担とする。なお、枝管清掃については同時施工を基本とするが、費用は入居者負担とする。

2 作業の概要

排水管清掃は、高圧ポンプで送り出された水をノズルから吐出させ、その衝撃力によって汚れを除去する。

高圧洗浄車は、中層住宅について4トン車を標準とするが、高層住宅（6階以上）については、必ず4トン車以上を使用するものとする。

洗浄水に混じって排出する土砂及びスケールは、高圧洗浄と並行してバキューム車に吸引し処分する。

3 実施範囲

排水管清掃にあたっては、実施範囲を事前に十分調査してから、作業を実施すること。

- (1) 縦管・・・・縦管の清掃は、流し・洗面・浴室の系統とし、最上階の枝管と縦管の接合部分から1階排水会所までとする。
- (2) 横引管・・・・横引管の清掃は、雑排水管の系統とし、1階排水会所から放流先までとする。
- (3) 排水会所・・排水会所の清掃は、泥溜会所を清掃するものとする。
- (4) 汚泥処理・・排水管清掃後の汚泥の処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、受託者の責任において行うこと。

また、枝管の清掃については自治会等住民の負担で実施するものとするが、枝管の範囲は以下のとおりである。

枝 管・・・・枝管の範囲は、流し・洗面・浴室の排水口から縦管の接合部分までとする。

4 排水管清掃の工法

(1) 縦管の清掃（フレキシブルホース型洗浄）

縦管の洗浄は、高圧洗浄機の先にストップバルブをつけたフレキシブルホースを接続し、その先端に後方噴射ノズルを取り付け、後方に噴射する高圧水の反動により管内を自走しながら洗浄し、一定距離洗浄した後、ノズルを引き戻し、その際剥離したスケールを管外へ排出するものとする。

使用機材は次の仕様を標準とする。

フレキシブルホース・・・・内径13mm以下

噴射圧力・・・・・・・・6.9～14.7MPa（70～150kgf/cm²）

後方噴射ノズル・・・・45度後方噴射ノズル

(2) 横引管の清掃（高圧ホース型洗浄）

横引管の洗浄は、高圧洗浄機の先にストップバルブをつけた高圧ホースを接続し、その先端

に直接、大管用前方後方噴射ノズルを取り付け、前方噴射ノズルで土砂等を除去し、後方に噴射する高圧水の反動力により管内を自走しながら洗浄し、会所間にノズルを往復させスケールの剥離・排出を繰り返し洗浄する。

使用機材は次の仕様を標準とする。

高圧ホース……………内径 13mm以下

噴射圧力……………9.8～24.5MPa（100～250kgf/cm²）

噴射水量……………200～250L/分

前方後方噴射ノズル……45度後方噴射ノズル

(3) 会所汚泥及び管内の剥離スケールの処理

汚泥及びスケールは管洗浄と並行してバキューム車で吸引させ法定の汚泥処理を行うこと。

5 共通事項

- (1) 業務実施日程及び作業時間については、尼崎市営住宅指定管理者及び当該団地代表者と綿密に打ち合わせること。（地元調整及びポスター等）
- (2) 共用部分の清掃と枝管の清掃の時期については、当該団地代表者等と調整し同時に施工できるよう努めること。
- (3) 枝管清掃の費用については、入居者（自治会等）負担とする。
- (4) 本業務により住宅既存部分に損害を与えた場合は、受託者の負担において原状に復旧すること。
- (5) 本業務において危険な作業を行う場合は、危険防止の措置を完全に行うこと。
- (6) 本業務において使用する器材は排水管清掃専用とし、他の部分において使用する器材と混同させないよう十分注意すること。

6 緊急時の対応について

各住宅（今年度清掃の対象でない住宅も含む）で、排水管の詰まり等不測の事態が発生した場合に、土・日・祝日や夜間にも即時対応できる体制を取ること。そのために、緊急時に携帯電話等で2ヶ所以上の連絡先を確保すると共に、高層住宅の詰まり通し作業の出来る4トン車以上の高圧洗浄車等の十分な機材を常時確保しておくこと。

7 保証

排水管清掃業務完了後、3か月以内の異常（入居者の責めによるものを除く）は、受託者の負担において処理すること。

8 提出書類

- (1) 着手届
- (2) 現場代理人届
- (3) 主任技術者届
- (4) 緊急対応車の常時確保を証明出来るもの（車検証、リースの契約書等）。
- (5) 緊急連絡先・緊急対応者の名簿
- (6) 各四半期ごとの業務報告書

- (7) 完了届
- (8) 共用管清掃の確認書（自治会長、管理人等の確認印を必要とする）
- (9) 業務写真(清掃前・清掃後並びに損傷(不良)箇所)

9 対象住宅

別紙「排水管清掃予定表」のとおり

以 上

北部地域 排水管清掃予定表

団 地 名	入居年月	戸数	6	7	8	9	10	11	12
額田(1号棟～3号棟)	S57.3	72	○		○		○		○
上ノ島第2	S50.4	16	○		○		○		○
上ノ島第1	S50.7	15	○		○		○		○
上ノ島第4	S56.8	22		○		○		○	
上ノ島第5	S58.4	12		○		○		○	
塚口(1号棟～2号棟・廃止予定)	S51.1	36	○		○				
上ノ島第3	S51.10	15	○		○		○		○
上ノ島(1号棟～2号棟)	S51.8	60		○		○		○	
東富松(1号棟～2号棟)	S53.6	38	○		○		○		○
富松北(1号棟～2号棟)	S56.10	30	○		○		○		○
野上町(1号棟～2号棟)	H2.6	156		○		○		○	
昆陽の台	S48.8	300	○		○		○		○
西昆陽ヨウダ(1号棟～4号棟)	S59.11	80		○		○		○	
友行坪井(1号棟～2号棟)	S60.12	80	○		○		○		○
時友長ノ手(1号棟)	H7.7	64		○		○		○	
時友長ノ手(2号棟)	H8.6	25	○		○		○		○
時友長ノ手(3号棟)	H9.9	85		○		○		○	
友行西カイチ	H8.11	24	○		○		○		○
時友ナガヲサ(1号棟～2号棟)	S58.11	50	○		○		○		○
上食満(1号棟～2号棟・廃止予定)	S46.6	180		○		○			
上食満(3号棟)	S46.6	24		○		○		○	
口田中高層(廃止予定)	S48.2	280	○		○				
口田中(桑森)(1号棟～2号棟)	S57.3	70	○		○		○		○
口田中東(1号棟～3号棟)	S59.9	70		○		○		○	
田能藻川(1号棟～2号棟)	S56.4	65	○		○		○		○
東園和	S58.10	103		○		○		○	
園和北(1号棟～2号棟)	S61.5	29	○		○		○		○
上食満魚取第1	S62.7	112	○		○		○		○
上食満魚取第2	S63.12	40		○		○		○	
若王寺	H5.2	36		○		○		○	
上坂部	H6.4	40	○		○		○		○
戸ノ内改良(1号棟)(廃止予定)	S55.4	79							
戸ノ内改良(2号棟)	S59.11	20		○		○		○	
戸ノ内浜西改良1期(4号棟)	S59.11	36		○		○		○	
戸ノ内浜西改良2期(1号棟)	S60.8	16	○		○		○		○
戸ノ内浜西改良2期(3号棟)	S60.8	40	○		○		○		○
戸ノ内浜西改良3期(2号棟)	S62.1	24	○		○		○		○
戸ノ内浜西改良4期(5号棟)	S63.4	16		○		○		○	
戸ノ内浜西改良5期(6号棟)	H1.12	20	○		○		○		○
戸ノ内浜西改良6期(7号棟)	H3.11	50	○		○		○		○
戸ノ内浜西改良7期(9号棟)	H8.1	29	○		○		○		○
戸ノ内浜西改良8期(8号棟)	H9.2	25		○		○		○	
東園田8丁目	H13.7	126	○		○		○		○
口田中西(1号棟～2号棟)	S62.12	98	○		○		○		○
戸ノ内浜東改良(1号棟)	H14.12	30	○		○		○		○
戸ノ内浜東改良(2号棟)	H18.7	43		○		○		○	
戸ノ内浜東改良(3号棟)	H23.8	44		○		○		○	
戸ノ内浜東改良(4号棟)	H26.3	30		○		○		○	
時友1号棟	H28.8	130	○		○		○		○
時友2号棟	H30.4	90	○		○		○		○
宮ノ北(A棟・B棟)	H31.3	276	○		○		○		○
西昆陽	R2.8	140		○		○		○	
宮ノ北(C棟)	R3.2	294	○		○		○		○
計		3,885							

南部地域 排水管清掃予定表

団 地 名	入居年月	戸数	6	7	8	9	10	11	12
東難波 (1号棟～2号棟)	S51.9	60	○		○		○		○
西本町	S58.3	75	○		○		○		○
大物	H9.1	35		○		○		○	
築地(北)改良	H10.5	120		○		○		○	
築地南浜改良 (1号棟)	H14.12	60	○		○		○		○
築地本町改良 (1号棟～2号棟)	H12.3	104		○		○		○	
築地本町改良 (3号棟)	H13.8	16	○		○		○		○
昭和通2丁目改良	H13.12	40		○		○		○	
築地本町改良 (4号棟)	H14.9	77		○		○		○	
築地南浜改良 (2～3号棟)	H16.12	53	○		○		○		○
西川	S41.8	50		○					
浜つばめ (1号棟～3号棟)	S45.9	130		○					
常光寺改良	S46.4	252		○					
神崎 (1号棟～4号棟)	S47.10	120	○		○		○		○
常光寺第2改良	S49.1	126		○		○		○	
常光寺北公営	S49.5	80	○		○		○		○
西長洲 (1号棟～2号棟)	S50.12	80	○		○		○		○
高田 (1号棟～3号棟)	S51.5	80	○		○		○		○
長洲 (1号棟～6号棟)	S52.11	170	○		○		○		○
西川第2 (1号棟～2号棟)	S55.8	80	○		○		○		○
西川平七改良	S53.10	110	○						
小田北改良	S58.1	107		○		○		○	
小田北第2改良	S60.3	12	○		○		○		○
西川第3 (1号棟～2号棟)	S62.10	35	○		○		○		○
潮江第1	H1.9	71	○		○		○		○
下坂部 (1号棟～2号棟)	H3.10	40	○		○		○		○
潮江第2	H4.12	60		○		○		○	
潮江第3	H6.4	29	○		○		○		○
神崎北	H9.12	70	○		○		○		○
西長洲北	H10.4	81		○		○		○	
今福	H10.4	136		○		○		○	
金楽寺	H10.8	9							
潮江	H10.9	240		○		○		○	
潮江北	H10.12	78	○		○		○		○
久々知	H11.3	52	○		○		○		○
今北 (1号棟～5号棟)	S43.9	140	○		○		○		○
今北改良1～2期	S50.1	174		○		○		○	
稲葉荘	S50.12	50	○		○		○		○
稲葉荘北 (1号棟～3号棟)	S52.9	90	○		○		○		○
今北弓田 (1号棟～2号棟)	S54.11	60	○		○		○		○
今北三十六 (1号棟～5号棟)	S57.11	130		○		○		○	
今北改良3～4期	S54.12	145		○		○		○	
今北改良(鳥林) (1号棟～3号棟)	S57.5	60	○		○		○		○
大庄 (1号棟～2号棟)	S57.7	50		○		○		○	
市立稲葉荘	S51.2	40		○		○		○	
道意	H10.6	150		○		○		○	
道意西	H11.3	50	○		○		○		○
元浜	H11.10	23	○		○		○		○
蓬川1号棟	H20.12	186		○		○		○	
蓬川2号棟	H28.8	130	○		○		○		○
水堂第1 (1号棟～2号棟)	S50.4	40	○		○		○		○
東七松 (1号棟～2号棟)	S51.11	50	○		○		○		○
東七松(木造)		1							
水堂第2	S52.1	15		○		○		○	

南部地域 排水管清掃予定表

団 地 名	入居年月	戸数	6	7	8	9	10	11	12
水堂第3	S52.6	15	○		○		○		○
尾浜名月 (13・15・16号棟)	S53.11	100	○		○		○		○
南七松 (1号棟～4号棟)	S54.8	93	○		○		○		○
水堂浜浦	S56.7	32		○		○		○	
名神町北 (1号棟～6号棟)	S62.12	106	○		○		○		○
名神町南 (1号棟～3号棟)	H1.7	167	○		○		○		○
尾浜第2	H4.11	19		○		○		○	
尾浜第1	H5.3	35		○		○		○	
尾浜第3 (1号棟～4号棟)	H6.2	65	○		○		○		○
南武庫之荘(特目)(廃止予定)	S45.9	170	○		○		○		○
南武改良1期(1号棟)(廃止予定)	S51.8	200		○		○		○	
南武庫之荘12丁目(1棟～2棟)	S53.11	62	○		○		○		○
南武改良2期 (9号棟)	S54.1	39		○		○		○	
南武改良2期 (10号棟)	S54.1	32		○		○		○	
南武改良3期(2号棟)(廃止予定)	S54.8	26	○		○		○		○
南武改良4期 (15号棟)	S55.11	29		○		○		○	
南武改良5期 (14号棟)	S57.11	117		○		○		○	
南武改良6期 (8号棟)	S58.2	40	○		○		○		○
南武改良7期 (13号棟)	S58.10	45		○		○		○	
南武改良8期 (6号棟)	S59.10	40	○		○		○		○
南武改良9期 (7号棟)	S59.10	40	○		○		○		○
南武改良10期 (5号棟)	S60.9	38		○		○		○	
南武改良11期 (11号棟)	S61.11	36	○		○		○		○
南武改良12期 (16号棟)	S62.1	15		○		○		○	
南武改良13期 (18号棟)	S62.10	18	○		○		○		○
南武改良14期 (20号棟)	S62.10	12	○		○		○		○
南武改良15期 (23号棟)	S62.12	20	○		○		○		○
南武改良15期 (24号棟)	S62.12	12	○		○		○		○
南武改良16期 (21号棟)	S63.12	16		○		○		○	
南武改良17期 (22号棟)	H1.2	23		○		○		○	
南武改良18期 (4号棟)	H1.11	40	○		○		○		○
南武改良21期 (17号棟)	H2.5	16	○		○		○		○
南武改良22期 (3号棟)	H2.5	14	○		○		○		○
南武改良20期 (12号棟)	H4.2	56		○		○		○	
南武改良23期 (19号棟)	H5.8	64	○		○		○		○
(仮称)若草	R8.3予定	363				○		○	
計		6,737							

緊急通報システム定期点検業務委託仕様書

1 一般事項

- (1) 本仕様書並びに尼崎市営住宅等指定管理者（以下、「指定管理者」という。）の指示に従い、積極的に保守点検業務を遂行すること。
- (2) 保守点検業務を担当する技術者については、氏名、資格、担当業務を記載した名簿を指定管理者に提出すること。
- (3) 保守点検業者は点検に先立ち、入居者向案内文を対象住宅の自治会若しくはL S A等連絡員に配付し、点検スケジュールを提示すること。又、住宅掲示板及びエレベーターホール等への同文の掲示も併せて行うこと。
- (4) 業務を担当する技術者は、腕章等身分を明らかにするものを着用するとともに、服装、言動等、格別の注意を払うこと。
- (5) 万一、突発事故が発生したときは、至急事故または故障の原因を調査確認のうえ応急処理及び修理を行い、指定管理者に報告すること。

2 保守点検業務

- (1) 尼崎市営住宅緊急通報システム（以下「設備」という。）を年1回点検整備し、正常な状態に保全すること。
- (2) 保守点検業務を行う時間帯は、鳴動試験を実施する都合から午前9時から午後5時までとする。但し、実施の状況から上記時間帯以外で点検を行う必要が生じた時は事前に住宅自治会、当該住戸周辺住民及び指定管理者へ報告の上、了解を得ること。
- (3) 入居者が入室を拒んだ場合等点検業務が行えない場合、点検が可能な事項についてのみ実施し、詳細について指定管理者へ報告すること。
- (4) 通報先が一件も登録されていない場合、点検業者自社電話等へつないで試験を行う。
- (5) 自動通報ユニット内に設置されている乾電池、ニッカド電池については原則として施工完了日から2年毎の定期点検時に交換を行うこと。

3 点検、調整項目（詳細な内容は別紙参照）

- (1) 緊急呼出関係
- (2) 通報関係
- (3) 緊急解錠関係
- (4) 在室設定関係
- (5) 絶縁抵抗関係

4 連絡事項

- (1) 設備の保守点検後、速やかに指定管理者に報告書を1部提出すること。提出期日は、点検実施月の末日までとする。
- (2) 保守点検整備中に、本仕様書の範囲を超える設備の修理並びに異常が発見されたときは、係員の指示に従うこと。
- (3) 特に緊急を要するものを除き、指定管理者に事前連絡を行い、その承認を得ること。緊急を要するものであっても、速やかに事後報告を行うこと。

以 上

緊急通報システム定期点検業務委託対象住宅一覧表

(南部地域)

住宅名	所在地	シルバー住戸	高齢特目住戸	車椅子住戸	一般住戸	点検戸数	設置業者
西長洲北	西長洲町1－5－1	1DK:30戸	2DK:8戸	2DK:2戸	1DK: 2戸	42戸	松下電工
今福	今福1－2－10	1DK:30戸	2DK:6戸	2DK:2戸	1DK:82戸	120戸	アイホン
道意	道意町6－1	1DK:30戸	2DK:10戸	2DK:2戸	1DK:76戸	118戸	愛知時計電機
潮江	潮江5－1－20	1DK:60戸	2DK:12戸	2DK:4戸	1DK:132戸 2DK: 32戸	240戸	アイホン
築地改良	南城内2－35	1DK:30戸				30戸	松下電工
地区計							
7 住宅		180戸	36戸	10戸	324戸	550戸	

※なお、上記戸数は各住宅が建設された当時、緊急通報システムが導入された住戸の数である。

現在、緊急通報システムが老朽化しており、交換部品の入手が困難である等の理由で機能を停止させている住戸もあるので、点検が可能な住戸数はこの表とは必ずしも一致しない。(点検を見送る住戸については、別途市が指示する。)

西長洲北住宅部屋割り図

階段			階段 エレベーター							
901	902	903	904	905	906	907	908	909		
シルバー	シルバー	シルバー				シルバー	シルバー	シルバー		
801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	
シルバー	シルバー	シルバー				シルバー	シルバー	シルバー		
701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	
シルバー	シルバー	シルバー				シルバー	シルバー	シルバー		
601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	
シルバー	シルバー	シルバー				シルバー	シルバー	シルバー		
501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	
シルバー	シルバー	シルバー				シルバー	シルバー	シルバー		
401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	
シルバー	シルバー	シルバー				シルバー	シルバー	シルバー		
301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	
シルバー	シルバー	シルバー	高齢者	高齢者	高齢者	高齢者	シルバー	※		
201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	
シルバー	シルバー	シルバー	高齢者	高齢者	高齢者	高齢者	シルバー	※		
自転車置場			自転車置場			106	107	ホール	L S A	集会室
(南)						車椅子	車椅子			(北)
3DK	1DK	1DK	2DK	2DK	2DK	2DK	1DK	1DK	3DK	

緊急通報システム

シルバー住戸	30戸
高齢特目住戸	8戸
車椅子住戸	2戸
一般住戸	2戸

42戸

メーカー

近畿松下電工(株)

※209・309は、シルバー仕様の一般住戸であるため、点検対象となる。

道 意 住 宅 部 屋 割 り 図

		階段											階段		
1101	1102	E V	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	E V	1113	1114
1001	1002		1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012		1013	1014
901	902		903	904	905	906	907	908	909	910	911	912		913	914
801	802		803	804	805	806	807	808	809	810	811	812		813	814
701	702		703	704	705	706	707	708	709	710	711	712		713	714
601	602		603	604	605	606	607	608	609	610	611	612		613	614
501	502		503	504	505	506	507	508	509	510	511	512		513	514
401	402		403	404	405	406	407	408	409	410	411	412		413	414
301	302		303	304	305	306	307	308	309	310	311	312		313	314
201	202		203	204	205	206	207	208	209	210	211	212		213	214
エントランス、メール			103	104	105	106	107	108	109	110	111	112		エントランス、メール	
1DK	1DK		1DK	1DK	2DK	2DK	1DK	1DK	2DK	2DK	1DK	1DK		1DK	1DK
(南)															

緊急通報システム

シルバー住戸	30戸
高齢特目住戸	10戸
車椅子住戸	2戸
一般住戸	76戸

118戸

メーカー

愛知時計電機㈱

潮江住宅部屋割り図

階段										階段・エレベーター									
1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411 シルバー	1412 シルバー	1413 シルバー	1414 シルバー						
1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311 シルバー	1312 シルバー	1313 シルバー	1314 シルバー						
1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211 シルバー	1212 シルバー	1213 シルバー	1214 シルバー	1215	1216	1217	1218	階段	
1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111 シルバー	1112 シルバー	1113 シルバー	1114 シルバー	1115	1116	1117	1118		
1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011 シルバー	1012 シルバー	1013 シルバー	1014 シルバー	1015	1016	1017	1018		
901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911 シルバー	912 シルバー	913 シルバー	914 シルバー	915	916	917	918		
801	802	803	804	805	806	807	808	809	810 シルバー	811 シルバー	812 シルバー	813 シルバー	814 シルバー	815	816	817	818		
701	702	703	704	705	706	707	708	709	710 シルバー	711 シルバー	712 シルバー	713 シルバー	714 シルバー	715	716	717	718		
601	602	603	604	605	606	607	608	609	610 シルバー	611 シルバー	612 シルバー	613 シルバー	614 シルバー	615	616	617	618		
501	502	503	504	505	506	507	508	509	510 シルバー	511 シルバー	512 シルバー	513 シルバー	514 シルバー	515	516	517	518		
401	402	403	404	405	406	407	408	409	410 シルバー	411 シルバー	412 シルバー	413 シルバー	414 シルバー	415 高齢者	416 高齢者	417 高齢者	418 高齢者		
301	302	303	304	305	306	307	308	309	310 シルバー	311 シルバー	312 シルバー	313 シルバー	314 シルバー	315 高齢者	316 高齢者	317 高齢者	318 高齢者		
201	202	203	204	205	206	207	208	209	210 シルバー	211 シルバー	212 シルバー	L S Aコミュニティ		215 高齢者	216 高齢者	217 高齢者	218 高齢者		
101	102	103	104	105	106	107	108	109	110 シルバー	111 シルバー	112 シルバー	メー ル ホール		115 車椅子	116 車椅子	117 車椅子	118 車椅子		
(西側) 1DK		1DK	1DK	1DK	1DK	1DK	1DK	1DK	1DK	1DK	1DK	1DK	1DK	2DK	2DK	2DK	2DK (東側)		

緊急通報システム

シルバー住戸	60戸
高齢特目住戸	12戸
車椅子住戸	4戸
一般住戸	164戸

計

240戸

メーカー

アイホン(株)

築地改良住宅部屋割り図

階段	813	812	811	階段	1011	1010	1009	1008	エレベーター	1107	1106	1105	1104	1103	1102		1101	
	713	712	711		911	910	909	908 シルバー		1007	1006	1005	1004	1003	1002		1001	
	613	612	611			810	809 シルバー	808 シルバー		907 シルバー	906	905	904	903	902		901	
	513	512	511			710	709 シルバー	708 シルバー		807 シルバー	806 シルバー	805	804	803	802		801	
	413	412	411			610	609 シルバー	608 シルバー		707 シルバー	706 シルバー	705	704	703	702		701	
	313	312	311			510	509 シルバー	508 シルバー		607 シルバー	606 シルバー	605	604	603	602		601	
	213	212	211			410	409 シルバー	408 シルバー		507 シルバー	506 シルバー	505	504	503	502		501	
	自転車置場					310	309 シルバー	308 シルバー		407 シルバー	406 シルバー	405	404	403	402		401	
						210	209 シルバー	208 シルバー		307 シルバー	306 シルバー	305	304	303	302		301	
										207 シルバー	206 シルバー	205	204	203	202		201	
(南)	2DK	2DK	3DK			3DK	1DK	1DK		1DK	1DK	3DK	3DK	2DK	2DK		21	
						自転車置場	集会所			玄関ホール			電気室	受水槽 ポンプ室			自転車置場	

緊急通報システム	
シルバー住戸	30戸
高齢特目住戸	0戸
車椅子住戸	0戸
一般住戸	0戸
計	30戸

メーカー
近畿松下電工(株)

(北)

樹木剪定等業務委託仕様書

1 主 記

市営住宅にかかる樹木剪定等業務は、この仕様書に定めるものとする。

2 法令等の遵守及び手続きの代行

業務実施にあたっては、関係する法令、条例及び規則を遵守し、業務の円滑な進捗を図ること。

また、関係官公署への必要な届出手続きは速やかに行い、手続きにかかる経費については、受託者の負担とする。特に、害虫防除業務については、農薬取締法第11条に基づき、防除業者の届出をおこなうこと。

3 関係書類の提出

受託者は、次に定める書類を尼崎市営住宅等指定管理者（以下、「指定管理者」という。）へ定められた期日までに提出し、承認を受けること。

提出書類	部数	提出期限
業務着手届	1部	契約締結後7日以内
現場代理人届	1部	契約締結後7日以内
業務費等請求書	1部	作業完了確認後速やかに
工事等施工報告書	1部	業務実施後速やかに

4 剪定及び害虫防除（薬剤散布）

剪定及び害虫防除（薬剤散布）は、指定管理者の指示に従い、業務を実施すること。

(1) 剪定

① 高木剪定

枝抜き、弱小枝、病害中のひどい枝、民家、電線等への障害枝、危険枝、下枝、及び樹冠、樹形に不要な枝等を除去する。

太枝の剪定は切断箇所の表皮がはがれないよう切返しを行い切除する。

② 中木剪定

樹木の特性に応じて、中透かし、徒長枝の切詰めを行う。その他は高木剪定に準ずる。③ 低木剪定

指定管理者の指定する高さに徒長枝等を剪定、刈込みし、両面、天端をそろえて刈りこむこと。

(2) 害虫防除（薬剤散布）

① 作業実施にあたり、受託者は住宅自治会等と十分協議すること。

② 薬剤散布は、必ず運転手を除く2人以上で行い、散布中安全確認の人員を必ず配置すること。また、散布作業周辺にコーンや安全柵等を設置し、住民や通行人等に作業中であることを明確にすること。

③ 薬剤の使用に際しては、農薬取締法で定めている使用安全基準及び使用方法を遵守すること。

④ 薬剤は、指定の濃度に希釈し均一に散布すること。

⑤ 散布に際しては、住民、通行人、付近の住民等に薬液などがかかる事のないように十分に

注意して行うこと。特に、洗濯物、生き物、自転車等には、絶対に薬剤がかからないように十分に注意して散布すること。

⑥ 薬液は、害虫に十分かかるよう樹木にまんべんなく散布すること。

⑦ 薬液は、風下に背を向けて風上に歩くように散布し、又天候に留意し雨天時には散布しないこと。

⑧ 住民からの連絡より害虫が発生した時点で指示する住宅に対して害虫防除すること。

5 空地除草及び害虫駆除

空地除草及び害虫駆除は、指定管理者の指示に従い、業務を実施すること。

(1) 空地除草

住民からの連絡（苦情）または、団地パトロール時に現地を確認し、適宜時期をみて空地の除草をすること。（年1回実施）

(2) 害虫駆除(蜂等)

住民からの連絡より害虫が発生した時点で指示する住宅に対して害虫駆除すること。

① 状況を十分調査し、適切な方法により完全に駆除すること。

② 殺蜂及び捕獲業務（有機燐製剤またはピレスロイド系薬剤による殺虫業務）

③ 死虫回収及び巣除去清掃業務（事後処理として死虫・巣を除去清掃し、受託者において死虫・巣を処分すること。）

④ 駆除業務を行うときは、事前に近隣入居者及び室内外に対して十分な注意と配慮をすること。

6 地元調整並びに事前周知の徹底

(1) 指定管理者の指示により業務実施する住民へは、事前に住宅自治会等地元と密接な連絡をとること。

(2) ポスター等で事前に住民に注意すること。

(3) 害虫防除（薬剤散布）については、住宅住民のみならず、当該業務により影響を受ける付近住民についても雨天順延の場合を含め万全の注意を払い、事前に周知の徹底を期すること。

7 施行管理

(1) 受託者は、適切な施行管理を行うこと。

(2) 現行の指示がやむを得ない事情により変更が生じた時は、事前に指定管理者の承諾を受けること。

8 作業用機械器具等

作業用の機械器具・道具類は、各作業に適したものを使用すること。

9 実施記録写真

受託者は、住宅毎に実施状況写真を撮影・整理し、業務完了後、業務実施報告書に添付し、業務監督員へ速やかに提出すること。

なお、実施状況写真はカラー写真とし、剪定・害虫防除等は業務実施前・実施後の状況を、その他は業務実施施工中の状況を、それぞれ同じ位置・同じ方向から撮影し写真帳（A4版）に整

理すること。

10 現場の安全管理

- (1) 業務実施中は、第三者に危険のないように十分注意すること。
- (2) 受託者は、自己の意思にかかわらず自己の使用人の行為については、自ら行ったと同一の責めを負い、その責めを免れることはできない。
- (3) 業務実施にあたっては、樹木に損傷を与えないよう十分留意し施行すること。万一損傷した場合は、受託者の負担で原形に復すること。
- (4) 受託者は、善良な管理者の注意をもってしても避け得なかった人身事故・災害または第三者に損害を与える事故等が発生したときは、応急処置を講じるとともに、事故発生の原因・経過及び事故による損害の内容等について、電話により直ちに指定管理者まで報告すること。
- (5) 内容によっては、後日文書の提出を求めることがあるのでそれに従うこと。

11 剪定後の処理

樹木剪定等により発生した枝・ゴミ等は、受託者が責任をもって処理すること。

12 業務完了後の措置

受託者は、業務完了後速やかに書類を点検・整理し、所定の手続きをとること。

13 検査の立会い

- (1) 指定管理者が行う検査に立ち会うこと。
- (2) 検査が万一不合格の場合は、現場監督が指摘した箇所について直ちに手直しを行い、再検査に遺漏のないよう万全の措置を講じること。

14 秘密の保持

受託者は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

15 その他

- (1) 経年等により結束がはずれているもの、又はなくなっているものがあれば、しゅろ縄で結束すること。
- (2) この仕様に明記されていない事項については、指定管理者と協議のうえ決定するものとする。

以 上

樹木剪定等業務棟別樹木一覧表

高木

(北部地域)

団地名	棟 名	高木						備考
			0.4～	0.7～	1.0～	1.2～	高木	
		～0.4	0.7	1.0	1.2		合 計(本)	
額田	1	4	9	0	0	0	13	
	2	11	15	7	1	0	34	
	3	5	9	9	2	0	25	
計		20	33	16	3	0	72	
小田 計		20	33	16	3	0	72	
上ノ島第1		7	3	1	0	0	11	
計		7	3	1	0	0	11	
上ノ島第2		0	0	0	0	0	0	
計		0	0	0	0	0	0	
上ノ島第3		2	0	0	0	0	2	
計		2	0	0	0	0	2	
上ノ島第4	1	11	2	0	0	0	13	
	2	1	0	1	0	0	2	
計		12	2	1	0	0	15	
上ノ島第5	1	6	5	0	0	0	11	
	2	7	5	0	0	0	12	
計		13	10	0	0	0	23	
塚口	1	9	4	1	0	0	14	
	2	52	18	4	3	0	77	
計		61	22	5	3	0	91	
上ノ島	1	0	7	6	1	4	18	
	2	2	7	4	0	2	15	
計		2	14	10	1	6	33	
東七松	1	48	25	8	2	2	85	
	2	31	21	10	4	0	66	
計		79	46	18	6	2	151	
東富松	1	27	12	3	1	0	43	
	2	16	13	4	0	0	33	
計		43	25	7	1	0	76	
富松北	1	16	3	1	0	0	20	
	2	22	11	2	0	0	35	
計		38	14	3	0	0	55	
野上町	1-1	15	9	6	0	0	30	
	1-2	23	4	1	0	0	28	
	2	9	9	0	0	0	18	
計		47	22	7	0	0	76	
立花 計		304	158	52	11	8	533	
時友	1	24	0	0	0	0	24	
	2	31	1	0	0	0	32	
計		55	1	0	0	0	56	
西昆陽	1	31	0	0	0	0	31	
計		31	0	0	0	0	31	
宮ノ北	A,B1,B2	68	3	0	0	0	71	

樹木剪定等業務棟別樹木一覧表

高木

(北部地域)

団地名	棟 名	高木						備考
			0.4～	0.7～	1.0～	1.2～	高木	
		～0.4	0.7	1.0	1.2		合 計(本)	
	C1,C2,C3	82	0	0	0	0	82	
計		150	3	0	0	0	153	
昆陽の台		39	42	23	4	2	110	
計		39	42	23	4	2	110	
時友ナガラサ	1	27	28	2	2	0	59	
	2	8	14	0	0	13	35	
計		35	42	2	2	13	94	
西昆陽ヨウダ	1	14	9	2	1	0	26	
	2	9	5	0	2	0	16	
	3	16	8	4	0	0	28	
	4	6	4	2	2	0	14	
計		45	26	8	5	0	84	
友行坪井	1	6	12	7	0	0	25	
	2	7	13	4	0	0	24	
計		13	25	11	0	0	49	
時友長ノ手	1	84	5	0	0	0	89	
	2	22	5	8	0	0	35	
	3	31	1	2	0	0	34	
計		137	11	10	0	0	158	
友行西カイチ		16	0	0	0	0	16	
計		16	0	0	0	0	16	
武庫 計		521	150	54	11	15	751	
上食満	1	19	23	8	1	0	51	
	2	1	3	2	0	1	7	
	3	26	8	1	0	0	35	
計		46	34	11	1	1	93	
口田中高層		39	21	9	4	1	74	
計		39	21	9	4	1	74	
田能藻川	1	12	16	3	2	1	34	
	2	31	34	19	3	3	90	
計		43	50	22	5	4	124	
戸ノ内改良	1	16	21	13	3	0	53	
	2	56	49	21	0	0	126	
計		72	70	34	3	0	179	
口田中	1	22	21	10	0	0	53	
口田中改良	2	65	43	11	1	0	120	
計		87	64	21	1	0	173	
東園和		50	20	30	5	3	108	
計		50	20	30	5	3	108	
口田中東	1	25	15	4	0	0	44	
	2	14	12	3	0	0	29	
	3	4	4	3	0	0	11	
計		43	31	10	0	0	84	

樹木剪定等業務棟別樹木一覧表

高木

(北部地域)

団地名	棟 名	高木						備考
			0.4～	0.7～	1.0～	1.2～	高木	
		～0.4	0.7	1.0	1.2		合 計(本)	
戸ノ内浜西	1	4	7	3	0	0	14	
	2	5	3	1	0	0	9	
	3	4	3	2	1	1	11	
	4	0	0	11	2	0	13	
	5	4	4	0	0	0	8	
	6	11	5	0	0	0	16	
	7	18	8	3	0	3	32	
	8	24	10	0	1	0	35	
	9	20	4	0	0	0	24	
計		90	44	20	4	4	162	
戸ノ内浜東	1	8	0	0	0	0	8	
	2	7	0	0	0	0	7	
	3	0	0	5	10	11	26	
	4	0	0	0	11	14	25	
計		15	0	5	21	25	66	
富松北	1	19	3	2	1	1	26	
	2	23	13	2	0	0	38	
計		42	16	4	1	1	64	
園和北	1-1	8	11	6	0	0	25	
	1-2	11	8	1	0	0	20	
計		19	19	7	0	0	45	
上食満魚取第1		64	56	10	4	0	134	
計		64	56	10	4	0	134	
口田中西		22	16	5	0	0	43	
計		22	16	5	0	0	43	
上食満魚取第2		38	11	12	0	0	61	
計		38	11	12	0	0	61	
若王寺		19	5	0	0	0	24	
計		19	5	0	0	0	24	
上坂部		21	0	0	0	0	21	
計		21	0	0	0	0	21	
東園田8丁目		24	9	1	1	0	35	
計		24	9	1	1	0	35	
園田 計		734	466	201	50	39	1490	
北部 計		1,579	807	323	75	62	2,846	

除草業務施工場所等

場所	面積
武庫之荘9丁目	314m ²

樹木剪定等業務棟別樹木一覧表 高木 接道緑化 (北部地域)

団 地 名	棟 名	高木・幹周(m) * 上段(以上)、下段(未満)						備考
		~0.4	0.4~ 0.7	0.7~ 1.0	1.0~ 1.2	1.2~	高木 合計(本)	
上ノ島		3	2	2	4	1	12	
東富松		8	19	2	0	0	29	
富松北		4	2	1	1	1	9	
時友		14	1	1	0	0	16	
西昆陽		30	0	0	0	0	30	
昆陽の台		3	2	1	2	0	8	
		62	26	7	7	2	104	

団 地 名	棟 名	中木・樹高(m) * 上段(以上)、下段(未満)						備考
		~1.0	1.0~ 1.5	1.5~ 2.0	2.0~ 2.5	2.5~	中木 合計(本)	
上ノ島		0	0	32	0	0	32	
東富松		0	4	69	5	0	78	
富松北		0	11	21	6	0	38	
時友		0	0	14	0	0	14	
西昆陽		0	0	0	0	0	0	
昆陽の台		0	1	2	0	0	3	
		0	16	138	11	0	165	

団 地 名	棟 名	低木・樹高(m) * 上段(以上)、下段(未満)						備考
		~1.0	1.0~ 1.5	1.5~ 2.0			低木 合計(m ²)	
上ノ島		92.8	0.0	0.0			92.8	
東富松		63.2	0.0	0.0			63.2	
富松北		91.1	0.0	0.0			91.1	
時友		8.0	0.0	0.0			8.0	
西昆陽		117.9	0.0	0.0			117.9	
昆陽の台		58.3	2.0	0.0			60.3	
		431.3	2.0	0.0	0.0	0.0	433.3	

樹木剪定等業務棟別樹木一覧表

高木

(南部地域)

団地名	棟 名	高木・幹周(m) * 上段(以上)、下段(未満)						備考
			0.4~	0.7~	1.0~	1.2~	高木	
		~0.4	0.7	1.0	1.2		合計(本)	
東難波	1	42	18	7	4	2	73	
	2	66	40	6	0	2	114	
計		108	58	13	4	4	187	
西本町		3	6	1	0	0	10	
計		3	6	1	0	0	10	
大物		17	1	0	0	0	18	
計		17	1	0	0	0	18	
築地改良		38	4	0	0	0	42	
計		38	4	0	0	0	42	
築地南浜	1	26	6	0	0	0	32	
	2	15	0	0	0	0	15	
	3	6	0	0	0	0	6	
計		47	6	0	0	0	53	
築地本町	1	13	1	0	0	0	14	
	2	13	0	0	0	0	13	
	3	3	3	0	0	0	6	
	4	18	21	0	0	0	39	
計		47	25	0	0	0	72	
昭和通2丁目		15	0	0	0	0	15	
計		15	0	0	0	0	15	
本庁 計		275	100	14	4	4	397	
西川		3	2	0	1	0	6	
計		3	2	0	1	0	6	
浜つばめ	1	5	6	4	0	0	15	
	2	1	7	0	0	0	8	
	3	6	4	1	0	0	11	
計		12	17	5	0	0	34	
常光寺改良		0	1	0	0	1	2	
計		0	1	0	0	1	2	
神崎	1	9	9	2	0	0	20	
	2	5	3	3	1	0	12	
	3	5	5	6	1	1	18	
	4	3	3	5	3	0	14	
計		22	20	16	5	1	64	
常光寺北第2改良		3	1	0	0	0	4	
計		3	1	0	0	0	4	
常光寺北		33	18	4	1	1	57	
計		33	18	4	1	1	57	
西長洲	1	4	0	0	0	0	4	
	2	8	0	0	0	0	8	
計		12	0	0	0	0	12	
高田	1	29	17	5	0	0	51	
	2	8	13	1	0	0	22	
	3	15	16	2	0	0	33	
計		52	46	8	0	0	106	
長洲	1	164	17	32	3	1	217	
	2	161	32	22	1	0	216	

樹木剪定等業務棟別樹木一覧表

高木

(南部地域)

団地名	棟名	高木・幹周(m) * 上段(以上)、下段(未満)						備考
			0.4~	0.7~	1.0~	1.2~	高木	
		~0.4	0.7	1.0	1.2		合計(本)	
	3	69	13	20	4	2	108	
	4	38	10	10	1	0	59	
	5	24	9	2	1	0	36	
	6	52	33	5	0	1	91	
計		508	114	91	10	4	727	
西川平七		12	12	7	4	1	36	
計		12	12	7	4	1	36	
西川第2	1	34	5	0	0	0	39	
	2	37	27	4	2	0	70	
計		71	32	4	2	0	109	
小田北改良		21	17	13	0	0	51	
計		21	17	13	0	0	51	
小田北第2		3	3	1	1	0	8	
計		3	3	1	1	0	8	
西川第3	1	28	12	2	1	1	44	
	2	28	5	5	1	2	41	
計		56	17	7	2	3	85	
潮江第1		96	27	6	1	0	130	
計		96	27	6	1	0	130	
下坂部	1	8	2	0	1	0	11	
	2	0	0	0	0	0	0	
計		8	2	0	1	0	11	
潮江第2		6	3	1	0	0	10	
計		6	3	1	0	0	10	
潮江第3		6	0	0	0	0	6	
計		6	0	0	0	0	6	
神崎北		32	2	0	0	0	34	
計		32	2	0	0	0	34	
西長洲北		62	9	2	0	0	73	
計		62	9	2	0	0	73	
今福		40	4	0	0	0	44	
計		40	4	0	0	0	44	
潮江		52	24	13	0	0	89	
計		52	24	13	0	0	89	
潮江北		44	6	0	0	0	50	
計		44	6	0	0	0	50	
久々知		16	1	0	0	0	17	
計		16	1	0	0	0	17	
小田 計		1170	378	178	28	11	1765	
蓬川	1	35	0	0	0	0	35	
	2	23	0	0	0	0	23	
計		58	0	0	0	0	58	
今北	1	5	2	0	0	0	7	
	2	3	6	0	0	0	9	
	3	5	3	1	0	0	9	
	4	2	1	1	1	0	5	
	5	0	0	0	0	0	0	

樹木剪定等業務棟別樹木一覧表

高木

(南部地域)

団地名	棟名	高木・幹周(m) * 上段(以上)、下段(未満)						備考
			0.4~	0.7~	1.0~	1.2~	高木	
		~0.4	0.7	1.0	1.2		合計(本)	
計		15	12	2	1	0	30	
今北改良	1・2	21	11	2	0	0	34	
	駐車場	45	11	1	0	0	57	
	3・4	2	11	6	0	0	19	
計		68	33	9	0	0	110	
稲葉荘		15	7	1	0	0	23	
計		15	7	1	0	0	23	
稲葉荘北	1	39	14	3	0	0	56	
	2	33	9	1	0	0	43	
	3	11	17	5	2	0	35	
計		83	40	9	2	0	134	
今北弓田	1	50	22	6	1	0	79	
	2	57	22	9	0	0	88	
計		107	44	15	1	0	167	
今北改良(鳥林)	1	1	13	1	1	0	16	
	2	6	1	1	0	1	9	
	3	2	8	2	0	1	13	
計		9	22	4	1	2	38	
大庄	1	16	20	13	1	0	50	
	2	20	19	9	1	1	50	
計		36	39	22	2	1	100	
今北三十六	1	29	9	13	0	0	51	
	2	23	3	0	0	0	26	
	3	64	13	3	3	0	83	
	4	35	11	4	0	0	50	
	5	18	5	1	0	0	24	
計		169	41	21	3	0	234	
道意		75	7	0	0	0	82	
計		75	7	0	0	0	82	
道意西		39	0	0	0	0	39	
計		39	0	0	0	0	39	
元浜		12	4	0	0	0	16	
計		12	4	0	0	0	16	
大庄 計		686	249	83	10	3	1031	
水堂第1	1	0	0	2	0	0	2	
	2	4	0	1	0	0	5	
計		4	0	3	0	0	7	
水堂第2		1	6	5	1	1	14	
計		1	6	5	1	1	14	
水堂第3		27	12	2	0	0	41	
計		27	12	2	0	0	41	
尾浜名月	13	62	26	3	2	0	93	
	15	0	5	6	0	0	11	
	16	21	24	9	6	2	62	
計		83	55	18	8	2	166	
南七松	1	21	6	8	3	1	39	
	2	17	8	10	4	0	39	

樹木剪定等業務棟別樹木一覽表

高木

(南部地域)

団地名	棟名	高木・幹周(m) * 上段(以上)、下段(未満)						備考
			0.4~	0.7~	1.0~	1.2~	高木	
		~0.4	0.7	1.0	1.2		合計(本)	
	3	63	13	16	3	0	95	
	4	43	15	22	4	1	85	
計		144	42	56	14	2	258	
水堂浜浦		43	17	13	3	1	77	
計		43	17	13	3	1	77	
名神町北	1	14	6	2	0	0	22	
	2	16	7	2	0	0	25	
	3	29	14	1	0	0	44	
	4	19	3	2	0	0	24	
	5	24	9	0	0	0	33	
	6	8	10	0	0	0	18	
計		110	49	7	0	0	166	
名神町南	1	105	33	22	1	0	161	
	2	35	23	4	0	1	63	
	3	14	1	1	0	0	16	
計		154	57	27	1	1	240	
尾浜第1		17	4	0	0	0	21	
計		17	4	0	0	0	21	
尾浜第2		0	1	0	0	0	1	
計		0	1	0	0	0	1	
尾浜第3	1	14	11	0	0	0	25	
	2	17	10	0	0	0	27	
	3	11	0	0	0	0	11	
	4	12	0	0	0	0	12	
計		54	21	0	0	0	75	
立花 計		637	264	131	27	7	1066	
南武庫之荘	1	11	4	0	0	0	15	
	2	2	2	0	0	0	4	
	3	5	0	0	0	0	5	
	4	0	0	0	0	0	0	
	5	3	0	0	0	0	3	
計		21	6	0	0	0	27	
南武庫之荘改良	1	5	4	0	0	2	11	
	2	2	0	0	0	0	2	
	3	11	7	0	0	0	18	
	4	1	2	0	0	0	3	
	5	44	4	1	0	0	49	
	6	0	0	0	0	0	0	
	7	15	8	7	0	0	30	
	8	1	2	0	0	0	3	
	9	0	0	0	0	0	0	
	10	3	9	0	0	0	12	
	11	2	1	0	0	0	3	
	12	5	5	0	0	0	10	
	13	20	16	1	0	0	37	
	14	76	26	7	0	0	109	
	15	17	19	0	1	0	37	

樹木剪定等業務棟別樹木一覧表

高木

(南部地域)

団地名	棟 名	高木・幹周(m) * 上段(以上)、下段(未満)						備考
			0.4~	0.7~	1.0~	1.2~	高木	
		~0.4	0.7	1.0	1.2		合計(本)	
	16	21	6	1	0	0	28	
	17	22	8	0	0	0	30	
	18	14	5	0	0	0	19	
	19	26	11	1	0	0	38	
	20	33	6	2	0	0	41	
	21	17	8	0	0	1	26	
	22	17	1	1	0	0	19	
	23	30	8	1	0	0	39	
	24	17	10	2	0	0	29	
	駐車場A	3	4	1	0	0	8	
	駐車場B	9	11	4	0	0	24	
	子供広場	2	20	9	0	0	31	
南武庫之荘改良		413	201	38	1	3	656	
南武庫之荘12丁目	1	0	0	0	0	0	0	
	2	18	7	6	0	1	32	
計		18	7	6	0	1	32	
武庫 計		452	214	44	1	4	715	
南部地域計		3,220	1,205	450	70	29	4,974	

除草業務施工場所等

場所	面積
南武庫之荘10丁目	125m ²

樹木剪定等業務棟別樹木一覧表

高木

接道緑化

(南部地域)

団地名	棟 名	高木・幹周(m) * 上段(以上)、下段(未満)						備考
		~0.4	0.4~ 0.7	0.7~ 1.0	1.0~ 1.2	1.2~	高木 合計(本)	
常光寺北第2改良		0	0	7	3	9	19	
常光寺北		7	3	0	0	0	10	
西長洲		0	3	0	0	0	3	
長洲		23	7	15	2	0	47	
西川平七改良		13	17	7	2	0	39	
西川第2		1	0	0	0	0	1	
稲葉荘		15	12	7	0	0	34	
今北弓田		0	8	3	1	1	13	
東七松		1	15	1	0	0	17	
尾浜名月		3	8	1	1	0	13	
水堂浜浦		2	5	0	0	0	7	
今北	北側	0	0	0	0	0	0	
	南側	2	0	0	0	0	2	
蓬川	1,2	49	0	0	0	0	49	
		116	78	41	9	10	254	

中木

接道緑化

(南部地域)

団地名	棟 名	中木・樹高(m) * 上段(以上)、下段(未満)						備考
		~1.0	1.0~ 1.5	1.5~ 2.0	2.0~ 2.5	2.5~	中木 合計(本)	
常光寺北第2改良		1	1	3	2	1	8	
常光寺北		0	0	4	3	0	7	
西長洲		0	0	0	30	9	39	
長洲		0	1	8	10	1	20	
西川平七改良		0	1	23	0	0	24	
西川第2		1	0	176	0	0	177	
稲葉荘		0	4	3	2	0	9	
今北弓田		0	2	27	14	3	46	
東七松		0	0	1	0	28	29	
尾浜名月		0	6	23	8	0	37	
水堂浜浦		6	599	0	0	0	605	
今北	北側	0	0	1	0	1	2	
	南側	0	0	0	2	3	5	
		8	614	269	71	46	1008	

低木

接道緑化

(南部地域)

団地名	棟 名	低木・樹高(m) * 上段(以上)、下段(未満)						備考
		~1.0	1.0~ 1.5	1.5~ 2.0			低木 合計(m ²)	
常光寺北第2改良		78.4	0.0	0.0			78.4	
常光寺北		33.7	0.0	0.0			33.7	
西長洲		25.6	8.0	0.0			33.6	
長洲		80.9	1.4	0.0			82.3	
西川平七改良		36.2	3.9	0.0			40.1	
西川第2		32.2	0.0	0.0			32.2	
稲葉荘		89.0	0.0	0.0			89.0	
今北弓田		43.4	12.9	0.0			56.3	
東七松		52.9	0.0	0.0			52.9	
尾浜名月		91.4	0.0	0.0			91.4	
水堂浜浦		91.4	0.0	0.0			91.4	
今北	北側	8.4	33.5	3.0	0.0	0.0	44.9	
	南側	9.5	15.1	0.0	0.0	0.0	24.6	
		673.0	74.8	3.0	0.0	0.0	750.8	

共同溝保守点検業務仕様書

1 一般事項

- (1) 本仕様書並びに尼崎市営住宅等指定管理者（以下、「指定管理者」という。）の指示に従い、積極的に保守点検業務を遂行すること。
- (2) 保守点検業務を担当する技術者については、氏名、資格、担当業務を記載した名簿を指定管理者に提出すること。
- (3) 保守点検業者は点検に先立ち、入居者向案内文を住宅自治会若しくは連絡員に配付し、点検スケジュールを提示すること。又、住宅掲示板及びエレベーターホール等への同文の掲示も併せて行うこと。
- (4) 業務に従事する者は、腕章等身分を明らかにするものを着用するとともに、服装、言動等、格別の注意を払うこと。
- (5) 万一、突発事故が発生したときは、至急事故または故障の原因を調査確認のうえ応急処理及び修理を行い、指定管理者に報告すること。

2 保守点検業務

年2回（4月・9月）共同溝内の設備を点検し点検報告書（写真共）を提出する。

3 点検項目

共同溝内の清掃を行い、以下の点検を実施すること。

- (1) ポンプ・フロートスイッチ類、配管
外観（錆付き・腐食状況）、作動・満水警報、運転状況（運転音・振動）
- (2) 躯体・湧水槽
湧水、浸水
- (3) ガス配管、電気配管・配線、給水管、雑排水管、汚水管
外観、漏水
- (4) コンセント・照明器具
- (5) 点検口（マンホール等）タラップ類
据付状況

以 上

共同溝等保守点検対象住宅一覧表

(北部地域)

No.	共同溝	団地名	棟番号	ポンプ 台数	戸数
1	○	野上住宅	1	2	136
2	○	野上住宅	2	1	20
3	○	時友長ノ手住宅	1	3	64
4	○	時友長ノ手住宅	2	1	25
5	○	時友長ノ手住宅	3	3	85
6	○	友行西カイチ住宅	1	1	24
7	○	若王寺住宅	1	1	36
8	○	上坂部住宅	1	1	40
9	○	戸ノ内浜東改良住宅	1	3	30
10	○	東園田町8丁目改良住宅	1	3	126
11	○	時友住宅	1	2	130
12	○	時友住宅	2	2	90
13	○	宮ノ北住宅	A	4	84
14	○	宮ノ北住宅	B	6	192
15	○	西昆陽住宅	1	2	140
16	○	宮ノ北住宅	C	8	294

(南部地域)

No.	共同溝	団地名	棟番号	ポンプ 台数※	戸数
1	○	大物住宅	1	2	35
2	○	築地南浜改良住宅(1)	1	3	60
3	○	下坂部住宅	1	3	40
4	○	神崎北住宅	1	-	70
5	○	西長洲北住宅	1	2	81
6	○	今福住宅	1	-	136
7	○	潮江住宅	1	3	240
8	○	潮江北住宅	1	1	78
9	○	蓬川住宅	1	8	186
10	○	道意住宅	1	1	150
11	○	道意西住宅	1	1	50
12	○	元浜住宅	1	3	23
13	○	尾浜第1住宅	1	2	35
14	○	尾浜第2住宅	1	1	19
15	○	尾浜第3住宅	1	2	18
16	○	尾浜第3住宅	2	3	29
17	○	尾浜第3住宅	3	2	12
18	○	尾浜第3住宅	4	1	6
19	○	名神北	6	2	20
20	○	築地改良住宅	1	3	120
21	○	名神南	3	1	16
22	○	久々知	1	1	30
23	○	久々知	2	1	22
24	○	蓬川住宅2号棟	2	8	130

※ポンプ台数:【-】記載は共同溝あり、ポンプ設備無し

遊具点検業務仕様書

1 一般事項

- (1) 本仕様書並びに尼崎市営住宅等指定管理者（以下、「指定管理者」という。）の指示に従い、積極的に保守点検業務を遂行すること。
- (2) 保守点検業務を担当する技術者については、氏名、資格、担当業務を記載した名簿を指定管理者に提出すること。
- (3) 保守点検業者は点検に先立ち、入居者向案内文を住宅自治会若しくは連絡員に配付し、点検スケジュールを提示すること。又、住宅掲示板及びエレベーターホール等への同文の掲示も併せて行うこと。
- (4) 業務に従事する者は、腕章等身分を明らかにするものを着用するとともに、服装、言動等、格別の注意を払うこと。
- (5) 万一、突発事故が発生したときは、至急事故または故障の原因を調査確認のうえ応急処理及び修理を行い、指定管理者に報告すること。

2 保守点検業務

年1回遊具を点検し、点検報告書（写真共）を提出する。

3 点検項目

外観点検、機能点検、機器動作特性点検
（遊具等の破損や腐食、老朽箇所の点検）

4 連絡事項

- (1) 保守点検整備中に、遊具の修理並びに異常が発見されたときは、係員の指示に従うこと。
- (2) 特に緊急を要するものを除き、指定管理者に事前連絡を行い、その承認を得ること。緊急を要するものであっても、速やかに事後報告を行うこと。

以 上

No	住宅名	南北	ブランコ	すべり台	鉄棒	Gジム	パーゴラ	ベンチ	砂場	ウンティ	動物	フェンス	備考	管理課
1	東難波	南	1	1	1	1		1				1		住宅
2	西本町	南												公園
3	大物	南							1					住宅
4	築地改良	南		1			1		1	1	3			住宅
5	昭和通2丁目改良	南												住宅
6	築地本町改良	南					1	1						住宅
7	西川	南										1		住宅
8	浜つばめ	南	1	1					1					公園
9	常光寺改良	南												住宅
10	常光寺第2改良	南	1	1	1		1	1	1		2	1		住宅
11	常光寺北	南	1	1	1				1					住宅
12	西長洲	南	2	1		1		1						公園
13	高田	南	1	1										公園
14	長洲	南												公園
15	西川平七	南												公園
16	西川第2	南	1	1				1				1		住宅
17	神崎	南	1	1	2	1		1				1		住宅
18	額田	北		1				1	1		1			公園
19	小田北改良	南	2	1						1	1	1		住宅
20	小田北第2	南						1				1		住宅
21	西川第3	南		1				1	1		3	1		住宅
22	潮江第1	南										1		住宅
23	下坂部	南										1		住宅
24	潮江第3	南										1		住宅
25	神崎北	南		1				1				1		住宅
26	西長洲北	南					1	1						住宅
27	今福	南						1	1		2			住宅
28	潮江	南					2	1			3			住宅
29	潮江北	南		1				1			3	1		住宅
30	金楽寺	南	1		1						2			UR
31	久々知	南						1				1		住宅
32	今北改良	南			1			1				1		住宅
33	稲葉荘	南	1	1										公園
34	市立稲葉荘	南		1			1		1			1		住宅
35	稲葉荘北	南	1	1										公園
36	今北弓田	南	1	1										公園
37	今北改良(鳥林)	南						1				1		住宅
38	大庄	南	1	1										公園
39	今北三十六(北側)	南		1	1			1	1					公園
40	今北三十六(中央)	南	1	1	1		1	1	2			1		住宅

No	住宅名	南北	ブランコ	すべり台	鉄棒	Gジム	パーゴラ	ベンチ	砂場	ウンティ	動物	フェンス	備考	管理課
41	今北三十六(東側)	南						1			4	1		住宅
42	道意	南					1	1				1		住宅
43	道意西	南									1		1	住宅
44	元浜	南												住宅
45	上ノ島第1	北	1	1					1					住宅
46	上ノ島第2	北	1	1					1					住宅
47	上ノ島第3	北	1	1										住宅
48	上ノ島第4	北		1			1		1		2			住宅
49	上ノ島第5	北		1							3			住宅
50	水堂第1	南										1		住宅
51	水堂第2	南	1	1				1	1			1		住宅
52	水堂第3	南										1		住宅
53	塚口第1	北	1	1			1							住宅
54	上ノ島	南					1				4			公園
55	東七松	南	1	1		1		1						公園
56	東富松	北	1	1							1			公園
57	尾浜名月	南	1	1		1	1	1	1					公園
58	南七松	南	1	1	1			1						公園
59	水堂浜浦	南	1	1										公園
60	富松北	北		1				1						住宅
61	名神町北(北側)	南		1		1	1							住宅
62	名神町北(東側)	南	1	1				1	1		2	1		住宅
63	名神町南(西側)	南						1	1		5	1		住宅
64	名神町南(東側)	南					1	1	1		3	1		住宅
65	野上町	北				1					2			住宅
66	尾浜第1	南						1			2			住宅
67	尾浜第2	南						1			3	1		住宅
68	尾浜第3	南		1				1	1		3	1		住宅
69	時友(南側)	北	1	1					1					公園
70	西昆陽(南側)	北	1	1	2				1					公園
71	宮ノ北(14棟北)	北	2	1										公園
72	宮ノ北(10棟北)	北	2	1					1					公園
73	南武庫之荘1	南										1		住宅
74	南武庫之荘2	南										1		住宅
75	昆陽の台(南側)	北	1			1			1					公園
76	昆陽の台(北側)	北	1	1	1				1		3			公園
77	南武改良1号棟	南		1		1								公園
78	南武12丁目改良	南										1		住宅
79	蓬川1号棟	南						1						住宅
80	蓬川2号棟	南						1						住宅

No	住宅名	南北	プランコ	すべり台	鉄棒	Gジム	パーゴラ	ベンチ	砂場	ウンティ	動物	フェンス	備考	管理課
81	時友ナガラサ	北	1	1	1			1	1					住宅
82	西昆陽ヨウダ	北	1	1			1				3			公園
83	友行坪井	北	1				1				4			公園
84	時友長ノ手(1棟西)	北						1			3			住宅
85	時友長ノ手(1棟東)	北		1							2			住宅
86	時友長ノ手(3棟)	北		1			1				7			住宅
87	友行西カイチ	北						1						住宅
88	上食満	北		1			1		1		5			公園
89	口田中高層	北	2	1	1	1	1							公園
90	田能藻川	北						1	1					住宅
91	戸ノ内改良(1・2棟)	北	2	1							5			住宅
92	東園和	北	1	1	1									公園
93	口田中東	北							1					公園
94	戸ノ内浜西	北		1	3	1					3			住宅
95	園和北	北	1	1			1		1					公園
96	上食満魚取第1	北		1	1				1		3			公園
97	口田中西(北側)	北		1			1		1					住宅
98	口田中西(南側)	北	1	1	1				1					住宅
99	上食満魚取第2	北									4			住宅
100	若王寺	北		1					1	1	2			住宅
101	上坂部	北									2			住宅

特殊建築物定期点検業務仕様書

1 業務概要

(1) 点検対象施設

全住宅

(2) 委託期間

令和〇〇年3月31日より令和〇〇年3月31日まで

2 業務内容

(1) 業務内容

ア 建築基準法第12条第2項に基づく特殊建築物等の点検

ただし、外壁調査は手の届く範囲とし、全面打診は行わない。

イ 建築基準法第12条第4項に基づく建築設備の点検

ただし、昇降機設備は対象外とする。

(2) 点検の項目、方法、判定基準等

ア 特殊建築物等の点検は、「特殊建築物等定期調査業務基準（最新版）」（監修；国土交通省住宅局建築指導課、発行；財団法人 日本建築防災協会）による。

イ 建築設備の点検は、「建築設備定期検査業務基準書（最新版）」（監修；国土交通省住宅局建築指導課、発行；財団法人 日本建築設備・昇降機センター）による。

(3) 報告書の作成

ア 特殊建築物等の報告書

「特殊建築物等定期調査業務基準（最新版）」参照し、『定期調査』を『定期点検』に読み替える。

(ア) 特殊建築物等定期点検結果報告書（標準様式3 特殊建築物等定期調査結果報告書）

(イ) 定期点検票（標準様式1 定期調査票）

(ウ) 特記事項（標準様式2）

(エ) 点検結果図（国土交通省告示別添1様式（A3） 調査結果図）

(オ) 関係写真（国土交通省告示別添2様式（A4））

イ 建築設備の報告書

「建築設備定期検査業務基準書（最新版）」を基に、設備の設置状況に応じて作成する。なお、『検査』は『点検』に読み替える。

(ア) 建築設備定期点検結果報告書（標準様式3 特殊建築物等定期調査結果報告書を準用）

(イ) 点検結果票（平成20年国土交通省告示第285号に基づく検査結果票）

- ・ 換気設備（別記第一号（A4））

- ・ 排煙設備（別記第二号（A4））

- ・ 非常用照明装置（別記第三号（A4））

- ・ 給水設備及び排水設備（別記第四号（A4））

(ウ) 建築基準法第28条第2項または第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（別表1）

(エ) 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表（別表2）

- (オ) 排煙風量測定記録表（別表 3）
- (カ) 非常用照明装置の照度測定表（別表 4）
- (キ) 建築設備に係る不具合の状況（第三十六号の四様式 第三面）
- (ク) 点検結果図（国土交通省告示別添 1 様式（A 3） 検査結果図）
- (ケ) 関係写真（国土交通省告示別添様式（A 4））

3 共通仕様

(1) 点検実施者

ア 点検実施者は、当核点検業務に必要な次のいずれかの資格を有する者とする。

- (ア) 一級建築士
- (イ) 二級建築士
- (ウ) 建築基準法施行規則第 4 条の 20 第 1 項及び同条第 3 項に該当する者

イ 点検実施者は、常に社員証を携帯し自社の制服（作業服）及び腕章を着用すること。

(2) 貸与資料

ア 本市が保有する資料（施設台帳（CAD 図）など）は、資料借用書をもって受託者に無償で貸与する。ただし、万一資料に損傷を与えた場合は、受託者が責任を持って修復すること。

イ 点検業務終了後は、貸借資料の内容を確認し、速やかに返却すること。

(3) 提出書類

ア 契約後、速やかに提出するもの（各 1 部）

- (ア) 着手届
- (イ) 担当者届

氏名、生年月日、経歴書、点検に関する資格を証明するもの

イ 点検開始前に提出するもの（各 1 部）

- (ア) 特殊建築物等点検計画図

入札用図面（施設台帳）を基に現地調査の上、配置図、各階平面図（棟毎）に点検項目及びその位置等を記載したもの

- (イ) 建築設備点検計画図

特殊建築物等点検計画図を基に現地調査の上、点検対象となる建築設備の点検項目及びその位置等を記載したもの

- (ウ) 実施工程表

ウ 点検終了後、提出するもの

- (ア) 特殊建築物等の報告書（1 部）
- (イ) 建築設備の報告書（1 部）
- (ウ) 打合せ記録（1 部）
- (エ) 指摘事項に対する改善内容の見積書（1 部）

対象；特殊建築物等…特記事項（本仕様書 2. (3). ア. (イ)）の改善内容

建築設備…建築設備に係る不具合の状況（本仕様書 2. (3). イ. (カ)）の改善内容

- (オ) 完了届（1 部）、納品書（1 部）及び請求書（1 部）

- (カ) 点検計画図（特殊建築物等、建築設備）及び点検報告書（(ア)、(イ)）を収めた CD-R（1

式)

(4) 留意事項

ア 業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

イ 点検業務における主要な部分（総合企画、遂行管理、手法の決定及び技術的な判断）の一部または全部を再委託してはならない。

主要な部分以外を再委託する場合は、その関係を明確にするとともに、その実施について事前に市担当者の承諾を受けるとともに、適切な指導、管理を行う。

ウ 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、受託者の負担とする。（設備機器に付属して設置されているものは除く）

その他費用負担が不明確なものについては、双方協議のうえ決定する。

エ 業務の実施にあたっては、既存設備または他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに尼崎市営住宅等指定管理者（以下、「指定管理者」という。）に報告し、その指示に従い修復する。また、これにかかる費用負担はすべて受託者の負担とする。

オ 著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受託者にて行う。

カ 本業務で作成した図面の権利は、尼崎市に帰属する。

キ 受託者は、定期点検業務完了後、不明箇所等が生じた場合は必要に応じて補足説明等の措置を講ずること。

ク 受託者は、定期点検業務が完了したときは、指定管理者の検査を受けなければならない。その場合は、あらかじめ成果物、打合せ記録など検査に必要な資料を指定管理者に提出しなければならない。

ケ 本仕様書に定めのない事項については、指定管理者と協議し、その指示に従うとともに議事録を作成して提出する。

以 上